
平成27年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成27年6月9日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成27年6月9日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案質疑(議案第49号、議案第50号)
日程第3 議案第48号 平成27年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
日程第4 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案質疑(議案第49号、議案第50号)
日程第3 議案第48号 平成27年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
日程第4 議案の委員会付託
-

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君

記録係長 浦 聖子君

記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
財政係長	高瀬 将嗣君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。7番、江藤芳光議員の発言を許します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、改めて、おはようございます。

それでは、質問に入らせていただきますが、傍聴の皆さんにも配付されていると思いますが、3つのテーマを今回は予定をいたしております。

早速、1点目でございますが、議会における議論の向上と答弁の検証についてをテーマといたします。

まず、ことしの春は全国で統一地方選挙が行われました。その結果、投票率は過去最低となり、

若者の政治への無関心、高齢議会などが社会問題視されまして、地方議会に対しましても、活動が見えず、議会不要論も、と厳しい評価が連日報道されたところであります。さらに新聞では、市長提案、いわゆる市長の提案99%丸のみ、市長提案修正ゼロ、議員提案の政策条例もゼロ、さらに、5年間一般質問なし、それでもほとんどの議員が再選などなど、同じ議会議員として恥ずかしい思いもいたしているところであります。

うきは市議会は、そういうことではございませんが、うきは市議会は5年前から全国の議会改革先進議会を視察、研修いたしまして、議論を重ね、議会基本条例の制定を軸に、議会のあるべき方向性と体制の整備を図ったところであります。いずれにしても議会改革の本旨は、議員本人の能力と努力による資質向上にほかならないというふうに考えております。

それでは、質問に入りますが、今回このテーマについて、このやりとりの中で議員の皆さんに一部失礼な表現があるかもしれませんけども、御容赦をいただきたいというふうに思います。

それでは、1点目ですけども、議会の資質が問われています。議会は、現在のような議員の一方的な質問への対応ではなく、対等に市長、執行部は、一昨年3月に制定した議会基本条例第11条に基づく反問権を行使して、議会における議論を深め、実効ある政策実現を図る責務があると思っておりますが、いかがでございましょうか。

2点目、その上において、今回の一般質問でも「検討します」という答弁が幾つもあっております。この「検討する」などとした答弁を検証する必要上、一定期限内において、その結果を議会に報告すべきではないか。この2点について、お尋ねをいたします。御答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、議会における議論の向上と答弁の検証について、2つの御質問をいただきました。1点目が、反問権の行使について、そして2つ目が、過去の私の答弁に対する検証についての御質問であります。関連がございまして、一括して回答させていただきます。

うきは市議会基本条例につきましては、議員各位の真剣な議論により、平成25年3月に制定され、条例の前文に書かれてあるように、議会の基本理念及び議会活動の原則を定めるとともに、議会と市長及び市民の関係を明らかにして市民の負託に答えていくことを決意し、この条例を制定するとの趣旨のもと、この条例を基本に、議会及び議員活動が行われていることは十分承知をいたしているところであります。

御質問にある反問権につきましては、うきは市議会基本条例の第11条に、議長から本会議及び委員会等への出席を要求された市長等は、前条第2項に規定する議員からの質問、質疑に対して、議長または委員長長の許可を得て反問することができるものと定められ、この条例を根拠に私のほうから反問することができることとなっております。

執行部としましては、一般的には、提案した議案等について丁寧に提案の理由、必要性等を説明し、議員の皆さんに御理解をいただき、提案を認めていただくことが第一であると、このように考えております。しかしながら、必要となれば反問権を使わせていただくことも市の提案の妥当性を御理解いただくための選択肢の1つであると、このように思っております。

また、議会での質疑応答等の際に、検討させていただく旨のお答えをすることも、その案件の内容によっては出てまいります。できる限り、その場で明確な回答を行うようにしておりますが、御質問等の内容によっては、これから検討を行う必要のある案件もございます。

なお、検討する旨の回答を行った案件については、関係所管において必ず検討するよう指示しており、このことについては、議会終了後に、その日のうちに管理職会議を開催し、私自身徹底するように努めているところであります。しかしながら、その検討案件の内容によっては、国・県の動向や近隣市町村の状況を踏まえた検討が求められるものなど、検討が長期にわたるものも出てまいります。

議会での答弁の検証については、これまでも行ってきたつもりではありますが、今後の対応としまして、議員からの御指摘も踏まえ、検討結果が出た案件につきましては、御質問等をいただいた議員に直接御報告させていただくか全員協議会で報告させていただくように、その案件の内容によって適切に対応をさせていただくことを徹底してまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この件については、そう時間をとりたくありませんが、基本的には、この趣旨について御理解いただいているというふうに思っております。

そこで、参考であります。新聞でも、これはいつやったですかね、地方議会改革のランキングというのが西日本新聞にも掲載をされて、議員の皆さんにもお配りされていると思います。参考のために、これが公表されましたのを、傍聴者の皆さんもいらっしゃいますので、紹介をしておきたいと思っております。

これは、早稲田大学マニフェスト研究所が主催しておるものでございまして、評価内容は、情報公開、それから住民参加、3点目に、議会の機能強化に分類され、全国1,816市町村のうち1,503の自治体のアンケート調査回答の結果によるものでございます。全国1位は北海道の芽室町議会、九州では福岡県の古賀市議会となっております。ちなみに、うきは市は総合で676位にとどまっているようでございまして、来年度は大きく変動するんじゃないかという期待をいたしているところでございます。

先ほど市長から答弁いただきましたように、必要に応じて反問権を行使するという答弁がございました。そこで、この反問権について、議会改革の先進地を視察してまいりましたが、どの議会も、この反問権という制度を設定しながらも、ほとんど使われていないと。そこで、関心があ

りまして、視察先の議会の――研修が終わって、個人的にお聞きしたんですけども、なぜ活用しないのかということに対しては、条例に基づいてやったんですけども、議員がしどろもどろになって一般質問が成立しなかったというのが、確かに実情の話がありました。しかしながら、議会は議論の場でありますので、せっかくこの権限があるならば大いに行使すべきだと私は考えておりますし、ほかの議員も、そういう前向きな話も耳にしているところであります。

ただ、うきは市議会の一般質問については、毎回多くの皆さんが傍聴にお見えいただいております。この件について――一般質問の件について、昨年度の議会改革特別委員会、さらには議会運営委員会において、一般質問のあり方が問われております。要は質問の内容だということが結論として出されますけども、出される指摘の幾つかは、日ごろ、行政の動向を把握していれば、わざわざ聞く必要がない質問、それから、説明しても理解してもらえない、お互いがかみ合わない質問等々も、そういうことが出てくるというふうに思います。

ましてや一般質問は傍聴者にアピールするためのものではありません。議会は、市長の進める政策の問題点等をチェックし、さらに議員としての政策立案を議論する場であって、原稿を読み合うような緊張感のない質問は必要ないというふうに考えておりますので、その点もぜひお含みをいただきたいというふうに思います。

それから、検討しますという結果については、ぜひそういう意向に沿っていただくというお話の――確かに国・県との関係等の調整の時間を要するものはありましようけども、ぜひそういうものを受け入れて、基本的にはそういうことでお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上、1点目については、そういうことで基本的には了解いただいたようでございますので、終わらせていただきたいと思います。

それでは、2つ目のテーマに入らせていただきたいと思います。うきは市の農業振興政策についてを質問させていただきたいと思っております。

私は、地方創生における、うきは総合戦略の基盤は、基幹産業とする農業振興だということを何よりも思う1人であります。その意味で、今回、地方創生の先行事業として設立された株式会社うきはレインボーファームの参考とされた鹿児島県鹿屋市、志布志市の農業公社を視察してまいりまして、初日に報告のとおりであります。この事業については、うきは農業振興の突破口として、リスクを恐れず、財を投じてでも何としてでも成功し、3月議会で提案をさせていただきました、うきは丸ごと農業株式会社構想の基盤となるように期待をいたしているところであります。

そこで、今回の質問は、誰もが農業は基幹産業と言いながら、農業経営基盤が旧態依然として進展しない現実課題でございます。この解決策について議論を申し上げたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

市長にお願いなんですけれども、前回の一般質問で答弁が20分という非常に長い時間でした。どうぞ、内容で議論をしたいと思いますので、簡潔に要点をぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。

1点目は、基幹産業とする、うきは農業の継承及び農業振興を図るためには、次に掲げる――5つ掲げておりますが、現実課題への対応が急務といたしますが、どう取り組むのか具体策をお伺いしたいと思います。この件については、農業については、中山間地農業というのがより深刻であることは承知しながらも、平地水田農業を主体とした質問になっておりますので、御了承いただきたいと思います。

1点目が、いわゆる中間管理機構が行っている集積です。その中で、今、現実の飛び地の対策、営農法人あたりが利用権設定しますけれども、あちこちに飛び地になって不合理的な現実、それから、これは農業委員会が資料を出しておりますけれども、うきは市の圃場の6割は圃場整備されておりますけれども、4割が未整備のままです。したがって、狭い田んぼ、曲がった田んぼ、非常に作業効率が悪い。志布志市の報告をいたしましたけど、志布志市は8割の圃場整備をしているということでございましたので、つけ加えておきたいと思います。

それから、2点目は、増加が予測される離農地の受け手対策。結局、今からどんどん高齢者がリタイアしていくと思います。それを誰が受けるのかという、2つ目がそういうことです。

3点目が、農業従事者の確保。私の提案としては、農業人材バンクの設立をお願いしたいと。

4点目は、米価下落――米の価格が今後さらに下落していくというふうに思っております。このために、大豆や成長戦略作物への転作を図るための団地形成。

それから、5点目は、新規農業者の農業施設等支援。今、新規農業者が45名という話を聞いております。1年150万円の5年間、交付金が受けられる制度であります。しかしながら、新規農業者で、やる気があっても――この間、4Hクラブでしっかり実情も、やる気のある人から聞きましたけども、問題は、やろうとしても施設、農機等の資機材、こういうものが、ここにありませんとおり、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金等の適用が受けられないと。つまり、認定農業者としては認められていないという、これをどう、やる気のある人間を――今、農業就農というのが非常に担い手対策で重要な現実でありますけれども、そういうものでやる気を阻害する要因になっておりますので、この点を何とかできないかというのが5点目であります。

次、2点目については、今申し上げました5点の課題対策及びうきは農業振興戦略を図るため、市の農政、JA及び営農法人等を含め、実効ある、うきは農業振興プロジェクトの設立を求めるものでございます。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは農業振興施策について、大きく2つの御質問をいただきました。

1つ目が、基幹産業である、うきは農業に係る質問で、大きく5点の御質問をいただいております。

まず、1点目が、農地の集積についての御質問であります。現在、安倍内閣は、日本経済の再生に向けての3本の矢の1つの成長戦略第2弾として、攻めの農林水産業政策を推進しようとしております。その柱は、輸出の倍増、6次産業化、農地集積による生産性の向上を図るというもので、農業者の自立を促進する政策を中心に、抜本的な再構築を行おうとするものであります。

御質問の農地の集積についてであります。農業委員会を通じた農地の利用集積は、現在、約685ヘクタールで、そのうち、使用貸借権設定を除いた賃借権設定の契約では約570ヘクタールとなっており、毎年30ヘクタール程度が担い手や法人等に集積されている状況であります。

農地の集積のための飛び地対策については、耕作の受け手となる担い手情報の収集に努め、耕作されなくなる農地を、隣接した有効な担い手に対して誘導を行っているところであります。また、農地の集積のための未整備圃場対策としては、平成24年の九州北部豪雨災害によって実施がおくれていた小塩地区2.5ヘクタール、持木地区4.1ヘクタールについて、今後、圃場整備を実施する計画であります。一方、それ以外の地区においては、事業に係る地元負担金と農作物の収益性を考えた場合、圃場整備を実施することが厳しい状況にあります。

このような状況の中で、農業を継続していくための方策として、日本型直接支払制度の多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の交付金を活用し、農家と集落が連携を持って対応しなければならないと考えております。また、山間地については、その地域の耕作条件に合った新規農作物の開発が必要であり、地域おこし協力隊とも連携しながら、各地域の農業振興を図っていくよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の、離農地の受け手対策についてであります。御承知のとおり、国としても離農地の受け手対策として中間管理機構の制度を設け、農業経営の効率化のため、農地の流動化を図っているところではあります。必ずしもスムーズに受け手が見つかる状況ではないのが実情でございます。

そのため、市としても独自の取り組みとして、離農したい意向の農業者からは出し手の届け出、借りたい方からは受け手の届け出を提出していただき、農地の流動化を図っております。窓口においても出し手の情報は公開しており、農地を探している方は閲覧ができますし、その情報は定例総会時に農業委員に提供して、受け手を探しているところでございます。

また、平成27年4月から、全国の市町村農業委員会の農地台帳に基づいて、農地情報を電子化、地図化して公開する、全国一元的な農地情報公開システムが利用できるようになりましたので、誰でも農地情報をインターネットで閲覧できることとなっております。このような仕組みを活用し、今後、経営規模の拡大や新規参入を希望する受け手の発掘が期待されているところであります。

3点目の、農業従事者の確保についてであります。農業の担い手確保、育成については、現在、国の青年就農給付金制度等を活用して、新規就農者の確保に努めているところであります。平成24年度から3年間で45名が経営開始をしており、今年度も数名が経営開始の予定であります。また、現在、立ち上げ準備を行っております農業生産法人うきはレインボーファームでも、新規就農者の育成を推進していくこととしております。

一方、農業従事者の確保については、通年での雇用が難しいこともあり、担い手農家にとって大きな課題となっております。今後は、市内の農業生産法人等で研修や若い世代の人材バンク整備も検討しながら、農業従事者の確保に努めたいと考えております。

4点目の、転作のための団地形成についてであります。転作については、昨年より、戦略作物として大豆や飼料用米、米粉用米等の拡大に努めているところであります。平成26年度の実績は大豆が156ヘクタールで、前年よりも16.7ヘクタール増加しており、飼料用米は26ヘクタールで、前年より11.5ヘクタール増となっております。

現在、団地化については、国本や古川団地の2カ所で行っております。その2カ所については、現在の3年に一度の転作を2年に一度へと拡大を検討しているところでありますが、団地全体の合意形成には至っておらず、可能な農地についてのみ転作を行っている状況であります。その他の団地化のできない地域についても、集落営農や法人による営農等を中心に、積極的に転作を推進しているところであります。カントリー等の受け入れ容量の関係もありますが、水田農業の生き残りをかけた対策として、引き続き、大豆、飼料用米、米粉用米等の作付拡大に努めてまいりたいと考えております。

5点目の、新規就農者の農業施設等への支援についてであります。支援事業としては、県の活力ある高収益型園芸産地育成事業が生産施設整備や規模拡大を図るための事業として最も有効なものであります。しかし、新規農業者が青年就農給付金制度を活用した場合には、認定新規就農者としての位置づけとなり、認定農業者が対象となる国・県の事業は補助対象外となります。そのため、補助金の対象要件に認定新規就農者も加えるよう、県に対して要請を行っている状況であります。

あわせて、市としましても、先ほどから申し上げております農業生産法人うきはレインボーファームの事業の中で施設のリースについても計画しており、新規就農者の支援に結びつくような

対策を図ってまいります。

それから、もう一つの大きな質問であります、うきは農業振興プロジェクトの設立についての御提案でございますが、先ほどから答弁させていただきました5項目を含めた農業振興策については、いずれもJAにじや久留米普及指導センター等、関係機関との連携が不可欠なものと考えております。

このようなことから、議員御提案のうきは農業振興プロジェクトにつきましては、うきはレインボーファームの事業を進めていく中で、そのあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 御答弁をいただきました。率直に申し上げて、もう、ありきたりの、実態とはちょっと上滑りの答弁だというふうに思っております。

1つ、まず、その点で私が——ありきたりという言葉は適切かどうかわかりませんが、これは、人・農地プラン作成に向けたアンケートというのが多分2年前ぐらいに私の家にも来ました。調査対象者が2,970ですから、約3,000人ですね、農業従事者ですね。回答数が1,447ですから約半分の回答になっておりますけども、一番注目すべきなのは、今のうきは市の農業の形態というのは、その中で1,299件、約90%が個人農業です。ですから、申し上げたいのは、経営意識のない、昔からの個人個人の農業です。そこに大きな根幹が1つあります。

それから、次のアンケートの結果ですけども、あなたは農業経営における後継者がいますかということにつきましては、いるという方が480件、33.2%、いないという方が944件で65.2%を占めております。

それから、もう一つは、今後あなたは本地域の農業にどのようにかかわっていきたいかという問いがアンケートでとられております。その中で注視すべきなのが、5年以内に農業をやめる、129件で約1割です。その次が、今後5年程度は現状の農業経営を維持したいというのが985件で約7割です。ということは、私が一番心配しているのは、2018年ですから、あと3年後、今の安倍政権の農業政策からすると減反廃止になります。そうすると、どういう現象が起こるかという、おらが田んぼにこだわっている高齢者は確かにいるでしょうけども、ほとんどの方がもうリタイアしていく。だから、さっき申し上げた、なら、皆さんがどうおっしゃっているかという、しきらんごとなったら、もう営農に預ければいいちゃんという、皆さん同じような表現なんです。

ところが、今、営農の——浮羽町にある4つの営農、時たま、いろいろ現状なり課題をお聞きする機会がありますから、関心を持って聞いてます。もう受け入れが、受け手が限界、それも、

認定農業者の先見性のある方は、一番いい圃場整備のど真ん中を確保してます。そうすると、集落営農がどういうところをやっているかという、さっき言ったように、狭い曲がりくねった不合理な圃場未整備の地域を受け持っております。なおかつ、米価——米の値段が、ことし、8,000円、9,000円でしょう。TPPの問題も絡んできまして、減反廃止になったときに皆さんはどうするかという、もうお手上げの状態になると思います。だから、きょう、あえて質問したいのは、これをどう打開するかということをして市長と真剣に話をし、どうするか、この現状をですね。ばたばた、やろうといってもできる話じゃないから、あと3年の時間の中で、どうやれるかということをお尋ねしたいのがきょうのテーマなんです。

それで、米について、まず1つ申し上げたいのは、経営所得安定化対策で安倍政権も当初は10アールに1万5,000円という交付金でスタートしました。ところがもう、半分の7,500円です。営農あたりも、もうリタイアした人の圃場を利用権設定して、お預かりするんですけども、10アール当たり1万円ないし米1俵をやらにゃいかんとです。これも、今から先はもう、お預かりして管理する、特に圃場未整備のところは逆にお金をもらわないと、もうやれないという現状になってますので、まず、そのあたりの市長の認識を——答弁書も事務方が書いたんでありましょけど、事務方もよくわかっていると思います。しかし、なかなか難しい現実だから、こういう答弁しかできないということだろうというふうに推測をします。

そこで、お聞きしたいのは、市長は今、地方創生、ブランド推進、それから、いろんな補助金をいただけるものはいただく、これは大いに結構ですけども、そちらのほうに奔走されていると思いますが、農業の地べたの現状というのをどれだけ把握しているのかということについては疑問を持っていますが、どのくらい把握していらっしゃるわけ、現実の今の実態をですね。3年後にどうなるかという実態をどう認識、把握してあるのかを御答弁いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に、我が国の農業を取り巻く現状、これは、うきはの現状でもありますが、農業従事者の減少、高齢化、あるいは農産物価格の下落、あるいはコスト上昇等による農業所得の下落等、非常に厳しい環境にあるということは承知をしております。その中で、議員御指摘のように、農業の強硬な形態を構築していくためには、農地の集積というのは避けて通れない課題だと、こういう認識をしております。

しかし、片や、一方ですね、曲がりくねった農地という御指摘がありましたが、私は、うきはにおいて、小さな農業も重要だと。例えば、うきは市の高齢化率も3割に達したわけですが、今後やはり我々に求めるのは健康対策、市民の皆さんが健康で生き生きと生涯現役の社会をつくる、そのために小さな農業というのは、すごく重要だと思います。

やはり健康のバロメーターの中で、全国いろいろ——先進県であります長野県なんかの事例

を見ますと、やはり生涯働いているという、就業率が高いということがバックデータにありまして、その基礎は、ずっと農業に、80歳になっても庭先野菜をつくられているという現実があります。

そういうことで、道の駅であったり耳納の里と連携をとって、小さな農業施策もやっぱり踏み込んでいくべきではないかなと、このように思っているところであります。

要は、我が国が進めているのは、農業を産業施策として捉えているわけですが、うきはは平坦地だけではなくて、耳納山麓地帯、その上の中山間地も抱えております。決して国が進めているような産業施策だけで賄えるものではなくて、今後のやっぱりポイントは2つ、消費者志向の付加価値農業をどういうふうに展開するかと。そうすると、農林業あるいは農山村そのものの、いろんな農村風景なんかも1つの大きな素材として、農産物とどう連携して付加価値をつけていくか。この2点を大きな要素として、地方創生の総合戦略にはしっかりうたい込んで、そういう対応を図っていききたいと、こういう認識を持っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 市長の言わんとすることは、共通する部分は、確かに考え方としては一緒のこと、基本的には一緒だと思います。

ただ、小さな田んぼを守るということは、ちょっと担当とも話したんですけども、やはり圃場整備というのは今からは難しいから、いわゆる蔬菜あたりを、何とかそういう地域でして、あとはもう、圃場整備したところで団地化の方向という話も理解はしているところです。そのあたりの方針をさらに明確にして、農業者、それから住民の皆さんときちっと理解を深めないと、ただこの場で言ったからといって何も動かないというのが現実ですからね。

そこで、一番大事なことは団地化です。市の担当のほうも非常に困っている現状があります。大豆団地のお話もありました。大豆は、古川、それから国本、やっていることも承知をいたしております。

ただ、きょうの新聞にも出ておりました。きょうは、「あすから農水省が飼料米増産、知事に直談判」ということであります。農業新聞ですけど、5月25日には、「農水省が大豆増産呼びかけ」ということです。米ではもう、はっきり言って勝負になりません。経営はもう営農でも、もうこれ以上やっても。だから、今は麦と大豆ですね——今のところはですよ、ほかの、今からの作物をどうするかということは非常にしっかり研究していく必要があると思うんですけど、当面は、そこで切り抜けていく。

ところが、団地化の難しさというのは、例えば1人の農業者が所有権を持っている関係で、いや、俺は米をつくりたいということになると、団地はもうだめなんです。なぜかという、結局、かんがいの水を遮断しないと大豆はつくれません。そこを真ん中の1人が反対したらもう、おじ

やんです。相当無理して維持しているように聞きます。そして、大豆団地は3つの区画を3年でローテーションをしています。市長がおっしゃるように、2年にこれをしようと。連作障害の問題もこれはクリアするそうです。だから、大豆、飼料米、両方とも水との関係を断ち切って——よその自治体の取り組みの話がよく出ますけども、この間はもう、1つのエリア、自治体の農業を26の団地化に成功したという話があり、とにかくこれを成功しないことには前には進めないという現実なんです。

だから、どうするのかということにつきましては、やはり、先ほども2番目の質問で申し上げましたが、うきは農業振興プロジェクトをなぜ出したのかといいますと、ちょっと個人の名前を言って申しわけないかもしれませんが、川原組合長——JAの組合長と、あるところでしっかり話したんです。そうすると、強力なプロジェクトをやらないことにはもう、とにかく進めんと、大いに賛同しています。だから、今、水田協議会とかいろいろありますね。そういうことじゃなくて、私が申し上げるこの課題を解決し、そして、所有者の方々にも理解させるような取り組みを本気になってやらん限りは、この質問が終わったら、また同じ繰り返しで、いよいよどうしようもない状況が見てとれますものですから、きょうは鋭意、この時期に質問させていただいているわけであります。

いかがですか、その点、しっかりと市長のやる気を——もう、やらんことにはどうしようもありませんから、その辺をお尋ねしたいと思いますが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、御質問の大豆、飼料用米等、これは国のほうも今年度からゲタ・ナラシ対策を、非常に条件緩和をして強力に押し進めております。しかし、それをやるに当たって、今、水の話が出ましたが、御指摘のとおりでありまして、先般開かれた、うきは市の水田農業推進協議会の場でも、そういう議論になりました。飼料用米をつくるのはいいんですけども、水はどういうふうに手当てるのかと。そんな中に、耕作する中で大豆が入ってきたときにどうするのかと。その話がかかなり長時間、議論が及んだところでありまして、十二分に大きな課題であることは認識をしております。

そういうことを踏まえて、プロジェクトチームをつくって総合的な対応をしないと成り立たないのではないかと。（「そうです」と呼ぶ者あり）行政だけの仕事だけではなくて、JAにじ、あるいは、いろんな県の機関等も巻き込んでやったらどうかという御指摘であります。その趣旨は十二分にわかりますので、ぜひ、今回立ち上げます、うきはレインボーファーム、この事業の中で、全てがリンクするような話でもございますので、しっかり今の御提案のことについては検討を深めていきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） もう本当、時間がありませんから、ぜひ、検討しますじゃなくて、お願いします。もう、やる以外にありません。そして、実践していかなことには、またこれは堂々めぐりで何もできないということにもなるのがもう、やらない限りはもう、後に引くわけにはいかない状況にあるということをしつかり認識をいただきたいと思います。

それから、人材バンクですね、新規就農者という答弁でございましたけど、現実問題からすると、60歳、定年後の60代ぐらいの方を確保するしか現実的に手はないと。これは、大春の里の組合長からも要望でありまして、とにかく今、麦とりから田植えに入ります。集落農業ですから、組合員を集めてするんですけど、なかなか機械を使える人もいない。それも、機械、大型化してますからですね。機械のトラクターも大型化してます。そういう中で、免許も要りますけども、それから、フォローする支援者、補助者。だから、そういうものを人材バンクして、何とか確保していかないと、あと数年がもう、どうしようもない。若手はもう、ほとんど期待できません。そういう意味の設立をぜひプロジェクトの中でも検討いただきたいというふうに思うんですが、ぜひ市長の答弁をお願いしますが。

もう一つ、一遍に終わりたいと思います。この新規就農者のいわゆる施設等の支援の件ですが、ぜひ県のほうと協議をいただいて、ぜひ認定農業者のみなしということを可能に、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、参考ですけど、今度、空き家対策の特別措置法が施行になりました。これは代執行法を適用できるという、強制執行ができるということでありまして。そういうことを考えると、大豆団地をつくるときの、こういうものができるんだから公益のためということで、ぜひ市長会のほうでも、この辺の集積の課題は——固定資産税を引き下げてはどうかと、いろんな議論が新聞に書いておりますけども、できるだけ、その1人によって全体が、公益の障害が生じるということについてが1つと。

いつも思うのが、耳納山麓のパイロット事業は3,000ヘクタールを確保しないと次の補助金がもらえないということですけども、やっぱりこの荒廃地を森にかえるという法整備の問題等々も、全国どこも一緒だと思うんですよ。だから、そういうものをぜひ国・県に、法整備も含めて、憲法9条の解釈が云々ということもできるなら、こういうことは容易にできるんじゃないかという、財産権の憲法29条の、そういうものも解釈としてできるような気がしますので、その辺もしっかり訴えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、第1点が、人材バンクのお話なんですけど、議員御承知のように、本当に喜ばしいのですが、非常に雇用情勢が好転しておりまして、人不足の状態になっております。我がうきは市においても、特に非正規労働の分野で本当に人不足状態が生じてて、今、

課題——そういう農業上の、農業に従事されている方の課題というのは大きなものがあると、このように認識しておりますので、ぜひそういう全体的な中で、しっかりこの人材バンクについても検討していきたいと、このように思います。

それから、認定新規就農者のみなし規定ということではありますが、先ほども答弁させていただきましたように、県に強力にお願いをしております。今後は、必要であれば市長会等も通じて、また別な活動から、またお願いを深めたいと、このように思っているところであります。

それから、耳納山麓土地改良区を初め、耕作放棄地が目立ってきております。国のほうも今、コンパクトシティということで、できるだけ効率的な都市形成をということでやっています。そうすると、都市に集中した跡地はどうするのかというのが、国全体で議論しなくちゃいけない大きな課題であります。それとこれは別な問題なんですけど、全国的にそういう視点で農地の耕作放棄地の問題が大きな課題になっておりますので、大きな視点で、やっぱり市長会等々にも話を上げて議論をしていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、もう、そういうものを全て含めて、ぜひプロジェクトの立ち上げをお願いして、この点は終わりたいと思います。

3点目、あと14分でございますので、筑後川にアユをよみがえらせる広域（流域等）総合戦略についてを御質問申し上げたいと思います。

5月の半ばぐらい——初めぐらいからですね、私の家の前に袋野用水が流れております。ここのしんは本当に見事でした。下水道の整備で水がきれいになっておりまして、見た目では昔の川に戻りつつあるように思います。

ところが、川底が浅くなって、長年堆積した土砂、汚泥、このしゅんせつが現実の課題になっているということは市長も御認識いただけるだろうというふうに思います。この現実が、水環境、さらには水害防止のためにも何らかの手を打つ必要があるというふうに思っております。

しんは見事でしたけども、問題は、私の川には魚が1匹も見えません、不思議なことに。長年、筑後川で魚とりを楽しむ人たちも魚がおらんと聞いております。毎年、筑後川には、漁業組合等がアユを放流する光景がテレビ報道されておりますけども、これは川鵜がふえておるようございまして、これが食べてしまっているのかどうか、アユを見ることはもうほとんどありません。

先月の5月20日、原鶴の川開きの花火大会もございました。NHKのラジオで、鵜飼の伝統を守っている鵜匠の話として、魚がおらんと。原因は、水質、護岸工事等で魚のすむ場所がなくなったというお答えをラジオで明確に聞きました。

そこで、質問に入りたいと思います。

筑後川には、アユにとどまらず、魚そのものが激減しています。その原因を市長はどう考えて

いらっしゃるのか。

2点目、昭和40年代まで、大石堰には毎年5月初旬ごろからアユが群れをなして遡上する生態が風物でありました。高度経済成長による水質汚染等が原因として急速に途絶えましたが、下水道の整備や環境問題等によって水質の回復が見られる今日、環境を犠牲にして豊かさを求めた時代の責任として、筑後川にアユをよみがえらせる地方創生広域（流域等）総合戦略を、国・県、さらには筑後川の恩恵に浴する福岡都市圏をも含め、関係自治体が共同して取り組む働きかけを市長に提案するものであります。御答弁をいただきたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、筑後川にアユをよみがえらせる広域（流域等）の総合戦略について、2つの御質問をいただきました。

1つ目が、筑後川におきます魚の激減の原因についての御質問であります。筑後川のアユの漁獲量がここ数年激減しているということで、筑後川漁業組合等からも深刻な問題として指摘もいただいているところであります。

幾つかの原因があると考えられますが、大きくは3点が考えられます。

1点目は、水質の問題であります。近年、公共下水道等も徐々に整備され、少しずつ改善はしていると考えられますが、今後も水質の浄化に努めていかなければならないと、このように考えております。

2点目が、水量の問題であります。筑後川水系には、合所ダムを初めとした複数のダムがありますが、生態系を維持していく上では適正な流水量の確保が必要になります。

3点目が、川鶉等の鳥獣被害であります。これについては特に深刻で、現在、約400羽に及び川鶉とサギの対策が急務となっております。放置すれば筑後川の生態系のバランスが壊され、内水面研究所や筑後川漁業による稚アユの放流にも多大な影響があることから、関係者からの駆除の要請も上がっているところであります。

2つ目の御質問が、筑後川にアユをよみがえらせる広域的な働きかけについての御提案であります。議員御指摘のアユを筑後川によみがえらせる取り組みは、環境保全や内水面漁業の活性化の面から見ても重要な取り組みであると認識しております。

このことは、筑後川流域を構成する市町村の共通の課題と考えられますが、うきは市の位置する中流域と下流域では若干の温度差があるようにも感じております。例えば下流域ではエツの不漁のほうの問題になっているようでございます。

今回、御指摘のアユについては、成魚の生息域を考えますと、筑後川の中流域から上流域の自治体において特に重要な問題になるものと考えております。一昨年、筑後川流域の熊本県、大分県、福岡県、佐賀県内の流域圏の市町村による広域的な取り組みとして、筑後川水源保全推進協

議会の設立の検討も行われましたが、実現には至っていないのが現状であります。

地方創生の地方版総合戦略にとの御提案でございますが、うきは市の総合戦略として位置づけるにしても、現実に向けては県境を超える取り組みが必要となっております。総合戦略は短期間での策定が求められていることから、関係市町村との連携を図るに当たり、時間的に厳しいものがあると考えております。

このようなことから、御指摘いただいたアユの保全に対する取り組みについては、地方創生の枠組みに限らず、流域全体のさまざまな機会を通じて対応を図る必要があると、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の答弁は、基本的には理解をいたします。

しかしして——これは、ちょっとその前に、これは図書館から借りてきたんですけども、ちょうど探しとったら、昭和40年代のアユ解禁の大石堰あたりがここに載っております。そばに総務課長がいらっしゃいますが、あなたも子供のころには、あそこにアユがじゃんじゃん上りよったとは覚えてますか。覚えてない。（発言する者あり）はい。そういうあれでした。筑後大石堰の堰堤という、広いコンクリートの平らなところがありますね。あそこにアユがじゃんじゃん上っていくんですよ。堰のところにはどんどん上る。それをシノダケでたたいて、アユをとるだけ、もう、次から次に上がっていくような状況でした。

そういうことございまして、安倍総理も、日本を取り戻すということが1つの政策の基本ですよ。だから、創生に限らずということで、急ぐということで、これは金も要るし、技術も要るし、とにかく長い年月もかかってくる問題です。しかし、誰かが手を挙げて、声を上げないと、私たちの世代で侵したものがもとの戻ってこないということは、もう当然、市長も御理解して、共通だと思います。

その上で、特に市長は河川行政に携わってきておりますし、その上でも1つの命題だろうというふうに私は思います。だから、市長がどうこうというよりも、皆さんがそういうふうな、市長がやっぱり流域の皆さんに働きかけて、何とか流域、県・国——県のほうも、小川知事のほうが多様性の関係のあれも取り組みの中にしっかり入れてますし、国も当然だと思います。こういうものを掲げていくという、地方の今後、いろんな創生の基本になると思いますので、これはやっぱり、ここで終わってしまう話じゃなくて、やっぱり声を上げていく、それから始めるべきだというふうに思いますし、流域全体で運動を展開していく。

先般、広域圏の議会の中で、私も檜原市長のほうに質問をさせていただいたのが、広域的な取り組みについては広域圏のほうでどうかということについては、そういうものもあれば検討していきたいという答弁をいただいておりますので、全てが流域ではないかもしれませんが、1市

9町——3市4町かな、は、ほぼ流域だというふうに思いますので、その辺から始めていくべきだろうというふうに思っておりますので、ぜひ、これはもう河川——いずれも市長が国交省でいらっしやって、河川行政というものに携わってきた関係も含めて、やはり高木市長が声を上げていくということが一番望ましいというふうに私は思いますので、時間も来ましたので、最後に、その決意をお伺いして終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 九州一の大河である筑後川がうきは市に流れているということは、大きな地元の誇りでもありますし、筑後川の風物詩でありますアユの遡上も大きな、うきは市にとっての財産だと、このように思っております。

そういう面で行くと、地方創生の中に、筑後川あるいはアユというのは、本当に切っても切れない縁ですが、広域的な取り組みから行くと、なかなか、流域全体で取り組まなくては行けないという大きな課題がありますので、先ほどから申し上げてます、筑後川水源保全推進協議会もまだ設立には至ってませんが、まだこの流れがとまったわけではありません。4県にまたぐ広域的な市町村が絡んでまして、なかなか厳しい課題もあるんですが、そういう視点で私もいろんな機会を捉えて、この課題については訴えていきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと言い忘れとったんですけども、最後に、インターネットを皆さんも見られたらわかりでしょうけども、1つの例は、東京の多摩川が遡上を再生したということがすぐ見てとれます。それから、身近では北九州の紫川——北九州そのものが公害を克服したということもありますし、ぜひこれに——これをやろうとすることに流域の首長の皆さんが反対する人、住民で反対する人は誰もいないというふうに思いますので、ぜひ高々に声を高木市長が上げていただきますようお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、10番、諫山茂樹議員の発言を許します。10番、諫山茂樹議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 10番、諫山でございます。ただいま、議長から許可を得ましたので、通告書に従いまして、3つの件名について政策提案なり質問をしたいと思っております。幸か不幸か3回連続して、私、トリを引き当てまして、これから張り切って質問をしたいというふうに思っております。

それでは、まず、1つの件名、健康寿命の延伸で幸せな人生を期して質問をいたしたいと思っております。

政府が閣議決議した日本再興戦略の戦略市場創造プランの筆頭に、健康寿命延伸を位置づけるなど、健康増進や予防などの政策を積極的に進めると言われております。健康寿命とは、言うまでもなく、簡単に言うと健康上の問題がなく、健康で明るく元気に自立して暮らすことができる期間であります。誰もが病気やけがなどで寝たきりになったり、認知症などで苦しむことなく、元気で長生きすることを望んでおります。

一方、医療技術の進歩で、今後も平均寿命は延び、我が国の長寿大国は続くと予想されますが、無為無策では、健康寿命と平均寿命との差である不健康な期間、これがますます拡大していくことが懸念されますので、健康寿命の延伸で幸せな人生を送れるよう切に祈念し、可能な限り、長く住みなれた地域で幸せに暮らせるよう自治体みずから智恵を出し、そして早急な対応が急務と考え、質問いたします。

1つ、厚生労働省は、2013年の平均寿命は女性86.61歳、男性80.21歳で、いずれも過去最高であります。女性は2年連続世界一になったと発表されております。同じく健康寿命は男性が71.19歳、女性が74.21歳、平均寿命と健康寿命の差は男性9.02年、女性12.40年でありまして、その期間は介護が必要となる期間でありまして、この期間が不自由な期間であり、かつ苦難を強いられ、医療費や介護費用がふえることも予想される。約10年間の差を縮める必要があるわけでありまして、幸せな人生を送るためには、健康寿命の延伸は喫緊の課題と考えるので、健康寿命延伸に関する総合的な取り組みを提案するとともに、見解を伺いたいと。

2つ目、政府の日本再興戦略の中に、健康管理の推進に関する仕組みづくりとして、データヘルス計画の策定が盛り込まれております。これは、健康寿命、極めて効果が大いなので、ぜひ実践すべきと考えるが、うきは市としては、どのような取り組みを考えているか。この健康寿命延伸に大いに影響する施策でありますので、今後の計画もあわせてお尋ねしたいということでありまして。

3つ目、超少子高齢化型人口減少社会到来に伴い、健康寿命延伸都市を宣言し、これを契機に行政と市民が基本的な考えを共有するとともに、意識の醸成を図り、健康寿命延伸の実践に総力を結集して取り組み、万全を期するよう提案するので、所見を伺いたいと。

以上、1回目の質問を終わりますが、再質問をたくさん控えておりますので、明快で簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、健康寿命延伸の取り組みについて、大きく3点の御質問をいただきました。

健康寿命の延伸に係る総合的な取り組みについての御質問であります。市では、健康増進法

に基づき、平成25年3月に、平成34年までの10年間を計画年度とする、うきは市健康増進計画、健康うきは21を策定いたしました。この計画では、5つの基本的な方向が示されています。

1つが、健康寿命、いわゆる健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の延伸及び健康格差、いわゆる地域や社会経済状況の違いによる、集団における健康状態の差の縮小の実現に向けて、そして2つ目が、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、そして3点目が、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指しながら、そして4点目に、健康を支え、守るための社会環境を整備し、そして5点目に、その他の医療保険、介護保険を初めとする社会保障制度が維持可能となるものとなるよう、生活習慣及び社会環境の改善に取り組むことを目標としております。

これらの基本的な方向を達成するため、必要な項目を設定し、その現状の数値と、おおむねの10年後の目標値を掲げ、乳幼児期、青壮年期、高齢期といった全てのライフステージにおいて目標達成に向けた取り組みを行っているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、生活習慣病に起因する医療費抑制を最重点目標に掲げ、基本健診、特定健診などの生活習慣病予防健診を実施し、受診勧奨を対象者全員に最大年3回行っております。また、生活習慣病の予防が、ひいては介護予防につながるため、これまで健康受診後には特定保健指導対象者や生活習慣病重症化予防事業対象者に保健指導を実施してきましたが、本年度から、健康受診者全員の約3,000名に対し保健指導を実施することとしております。

これに加え、若いときから健康受診への意識を持ってもらうための取り組みとして、母子手帳交付時や乳児健診実施時において、保護者への健康受診勧奨を行うとともに、保健師や管理栄養士による栄養や食生活に関する指導も行っております。さらに、食育講演会や料理教室を開催するとともに、食育アドバイザーの養成を行うなど、生涯にわたって健康で心豊かな暮らしを実現するための食育の推進活動も行っているところであります。

一方、介護予防事業として、ロコモティブシンドロームの予防のためのロコモ予防教室やノルディックウォーキング体験会を開催するとともに、行政区公民館等を利用して、げんき塾を開催し、運動器疾患予防や生活習慣病予防に対する対策を講じているところでございます。今後も市としまして、これまで申し上げました事業を通じ、健康寿命延伸のための取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

2つ目の御質問が、データヘルス計画策定に向けた今後の計画についての御質問であります。データヘルス計画は、国民健康保健法第82条に基づき医療保険者が策定する計画であります。このデータヘルス計画は、生活習慣病対策を初めとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取り組みについて、保険者がその支援の中心となって、被保険者の特性を踏まえた効果的

かつ効率的な保健事業を展開することを目指すものであります。市では、このデータヘルス計画を本年度中に策定することとしており、現在、国保データベースシステムを活用し、健診データ、レセプトデータの分析を行っているところでございます。

3点目が、健康寿命延伸都市を宣言してはという御提案でございますが、健康寿命の延伸につきましては、引き続き、生活習慣病予防のための取り組みとして、住民健診の勧奨や啓発等を積極的に行うこととしております。また、先ほども申し上げましたとおり、介護予防のためにロコモティブシンドローム等の予防教室を開催することで運動機能の低下を防ぐなどの取り組みを推進し、平均寿命と健康寿命の格差を少しでも縮めるよう努めてまいり所存でございます。

なお、健康寿命延伸都市を宣言すべきとの御提案でございますが、先進地の事例を見ますと、単に市民の健康対策のみならず、市の経済や教育の分野など幅広い取り組みが必要であり、十分な議論を踏まえた上で検討していくことが必要と考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 平均寿命と健康寿命の差、約10年間の短縮、そして幸せな人生を送るとともに医療費の削減、そういうものに努めたいということではありますが、平均寿命を抑える——その差を縮めるために平均寿命を抑えるというわけにはいきませんので、とにかく健康寿命を上げるということが重要であります。総合的な計画をほぼ、大体教えていただきましたけれども、新しく新進気鋭の期待する保健課長も参りまして、この前、頭脳を鍛える脳健康教室の取り組みについての情報を伺いました。我が意を得たりという心境でございます。期待しております。

当然のことながら、体力と運動器、それから脳、それから栄養学、これを含めた総合的な戦略を立てていただきたい。そうしないと成果は上がりませんので、積極的に前向きにお願いしたい。そして、これを思いつきじゃなくて先進事例にも学び、そして科学的な根拠に基づき、そして学識者の意見も加味して、地域に応じた戦略で中長期的な取り組みをつくっていただきたいということでございます。

そのためには、実行体制としましては、社会福祉法のもとで設置されている社協、それから自治組織協議会——昨年、発足いたしました、それから行政、市民などが連携して責任と義務を果たしやすい組織にしなきゃいけないということだと思っておりますので、ひとつ、こういうことを総合的に加味した取り組みというのを、もう一回、決意を伺いたいというふうに思いますが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員が御指摘されるとおり、平均寿命と健康寿命の差である約10年間を短縮し、誰もが最後まで健康で生き生きとした生活を送れるようにすることは、本当に極めて重要な課題だと認識をしております。

先ほども申し上げましたとおり、総合的な取り組みとしましては、ロコモティブシンドロームの予防教室、そしてノルディックウォーキング体験会や、保健師や管理栄養士による栄養や食生活に関する改善指導等、今後も総合的に積極的に推進することとしております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） このことは、まさに市民が主役でありまして、市民が危機意識を持って、そして行動しなければ、なかなか成功しないということだと思いますので、ひとつ、市民に対する健康意識を高める、意識を高揚させる策として、どのような施策を考えておられるか。市民に対して。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私も全く同感で、やはり市民挙げてというか、全市民挙げての取り組みが必要であると思いますし、全ての市民の皆さんが、健康づくりというのは身近にできる最大の社会貢献であるという思いを持っていただいて、お一人お一人が行動変容することが本当に重要だと、こういう認識を持っております。

そういう中で、市民の皆様の健康意識を高めるために、住民健診や特定保健指導の実施、各事業の開催、また、「目指せ健康うきはげんきアップ」として、生活習慣病の予防等について、市の広報紙等を通じて周知を行っていることは御承知のとおりと思います。その他、食育の分野では、食育アドバイザーを養成し、うきは市の食生活改善推進員として幅広く食育推進活動を行っていただき、また、げんき塾ではボランティアの方々にもサポートをいただくなど、市民がみずから積極的に参加し、支援することで、健康意識の向上に努めていただいているところでございます。さらに、今後、予定している脳の健康教室におきましても、市民の中からボランティアを募集し、サポートしていただくこととしていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 宣言についてですけれども、私、平成26年12月にも議会におきまして、スポーツ健康都市宣言をしようじゃないかという提案をしました。そして健康づくりに取り組みましょうということを提案したわけではありますが、そのときには、宣言にふさわしい内容を構築した後に宣言するか、中身の構築がある程度充実したところで宣言をしていきたいということをおっしゃっている。

市長、この宣言について、かなりアレルギー反応といいますか、非常にそういう拒否反応といいますか、心配しておられますけれども、宣言をして、そして市民に対する共有を図って、一気に、何と申しますか、意識の高揚と造成、各課にまたがっておる、さまざまな取り組みとか施策がありますから、そういうのを、政策をきちんと管理して、協働の精神と総合力を発揮して、そして行こうじゃないかという決意表明と同じようなことであると思いますので、これを契機にスタート

しようじゃないかと、キックオフですよというようなことなんですよね。非核宣言とかも同じでありますけれども、完全に核がなくなってから宣言しましょうやじゃなくて、核を持たないように事前にそういう宣言をして、市民みんなで共有を図ろうじゃないかというのが僕は宣言だと思うんですよ。

ですから、ここで、1つの事例ですが、松本市が宣言をしておりますが、資料もいただいておりますけれども、市長が言われたように、確かにいろんなことを総合的にやっておるようでございます。やっぱりこういう宣言をして、そして、しっかりした取り組みをやったらいかがだろうかということでございます。そういう点で、再度、宣言についての意欲と申しますか、そこら辺をもう一回お聞きしたいと。そして、宣言にかかわらず、重要案件と考えて積極的に取り組みますという、そこら辺かどうか、そこら辺をもう一回答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 市民全ての皆さんの健康づくりは本当に最重要課題だと、このように認識をしております。

ただいまの長野県の松本市の話がありましたが、こういう自治体において、健康づくりのプロジェクトを設立し、積極的に取り組んでいる自治体があることは承知をしております。

今回の、健康寿命延伸都市を宣言すべきとの御提案であります。先ほども申し上げましたとおり、この松本市の例を見るまでもなく、単に市民の健康対策のみならず、市の経済や教育の分野など幅広い取り組みが求められます。いわゆる宣言都市にふさわしい取り組み状況の実態が求められますので、今後、庁内に横断的な議論を十分行うようにして検討していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 当然そういうことを求められますが、それにふさわしい都市にするために、宣言して、頑張ろうじゃないかという提案でございますが、市長の思い、結構でございます。

そして、もう一つ、下のほうにつけ加えたんですが、最重要課題として、今後、積極的に取り組み姿勢をもう一回。宣言はちょっと待っておって、今後の取り組みの姿勢をもう一回確認したいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） この宣言都市のやり方も、いきなり市民の皆さんを不在にしてトップダウンでやっても、なかなか効果が出てこないと。要は全ての市民参加の中で宣言都市に持っていきたいということであります。繰り返して言うならば、全ての市民の皆さんが身近にできる社会貢献は健康づくりですよという、そういう認識を一人一人が持っていただいて行動変容するよう

な、そういう実態の中でこういう宣言を打つ——効果的なタイミングで打っていく、こういうことが非常に重要ではないかと、このように認識をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ということで、宣言はちょっと置いとって、重要案件として積極的に取り組む姿勢は十分おありという判断でございますか。はい。頭を下げておられますので、そうだとすることで認識したいと思います。

それでは、あと1分ほどでこれは終わりたいと思いますが、高齢者になるまでは運動習慣がなかったという方が、7・3の法則——全国で70%ぐらいがそういう方がおられるらしいですね。30%は大体運動習慣があると。この7割の方を何とか運動習慣、運動をするような仕組みづくりとか仕掛けをしていかなきゃいけないと僕は思っているんですが、農家の方は農作業でかなり、僕は体力がついているんだろというふうに思います。だから、都市に住んでいる方が7・3ぐらいじゃないかなというふうに思って安心しているんですけども。

そういうことで、この7割の方を何とか、ロコモ——運動器症候群でありますロコモ、加齢によって骨とか関節とか筋肉とか、そういうことで運動器が衰えてくる、その対応策、ロコモ運動とか、いろいろやっておられる。事実、げんき塾なんかでやっておられますので、そういうのが非常に僕は効果があるんじゃないだろうかというふうに思っておりますので、これを今、ロコモに來たい人はアリーナで教えますよというようなやり方もやっておるようですけども、やっぱり小まめに地域に入り込んで、そしてロコモ運動、栄養学、そういう総合した——それから頭、今度、公文を利用したことをやっているようですね。それとか、よその自治体では遊びを交えながら頭を鍛えるというようなやり方もありますので、1カ所で、そして容易に安易に集まってこられて、そして一遍にそれを幾つもの訓練をするというような、時間をかけずに、そういう取り組みも私は非常に大事じゃないかと。ほんで、ロコモはやっておりますが、そういう点での取り組みをお尋ねしたいんですが——やっているとは思うんですけども。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 市民の皆さんの健康づくりの要諦は、いわゆる健診——特定健診を含めて、健診の受診率を上げるということ以外に、食、運動、生きがいづくり、この3つが大きな要素だと、このように思っております。とりわけ運動については、御指摘の7・3の法則も承知をしているわけですが、スポーツを所管している文部科学省も、5年後の東京オリンピックを視野にスポーツ振興、すごく今、力を入れているんですが、今、国のほうでは単なる——オリンピックということで、競技力の向上だけではなくて、1億2,700万、全ての日本国民に対する、スポーツとか運動の呼びかけをぜひ文部科学省も勧めていくと、こういうことに力を入れているという話も承知をしておりますので、運動というのは健康づくりの大きな要素の

1つでありますので、そういうことを踏まえて、しっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 最近の情報でありますけども、健康長寿社会形成の基本法案というのを今国会でも提案する予定にしているそうでございまして、国と地方公共団体、そして事業者、国民——市民ですね、それぞれ健康増進に対して責務を定めて取り組む、強い意気込みを示していると。責務というのは、これは責任と義務を果たさなきゃいけない。行政がやればいいというようなことじゃなくて、それぞれに責任と義務を果たすような法案をつくっていききたいというようなことが新聞情報に載っておりました。

それから、データヘルスもやっていると思うんですが、健診なんかのデータをできるだけ分析して、そしてデータヘルス計画書を作成しなさいという、国のほうからの依頼が来ていると思うんです。ことしじゅうに作成ということで答弁、今いただいたと思うんですね。はい、データヘルス。だから、ことしじゅうに作成をしていただいて、そして、その計画書を作成しましたら、一般に公表して、そして実施して、そして評価して、その評価に対してアクションを起こす、改善するというPDCAサイクルを回す管理が求められているわけでございます。

そういうことで、データヘルス計画。データヘルスを非常に積極的にやっているのが広島県の呉市ですね、戦艦大和で有名な呉市。ここはデータヘルスで糖尿病の患者を激減させているという実績が出ておりますので、そういうことがありますので、ぜひともこのデータヘルスの計画書をもし、ことしじゅうにつくり上げたら、それに対する実践計画なり、そういうことまで一緒につくっていただきたいというふうに思いますので、一言お願いしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） データヘルス計画につきましては、先ほども申し上げたとおり、今年度中に策定することとしており、現在、国保データベースシステムを活用し、そして健診データ、あるいはレセプトデータを分析しているところであります。そして、それぞれ所管——法律が違いますが、特定健康診査等実施計画であったり、健康増進計画であったり、ほかにもいろんな計画がありますので、こういう他の計画と一体的に、かつまた整合性を持ったデータヘルス計画に持っていくべく努力していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） よろしくお願ひしたい。

それから、市民の方が気軽にそういう健康づくりに入り込みやすい施策を幾つかやっている——もう御存じと思うんですが、健康マイレージ制度によるポイント制度。健康づくりを幾つか項目決めてまして、それに参加した人はポイントを与えますよと。このポイントがたまったら、

抽せんでいろんなものが、品物が当たりますよというのが、身近では大分県の豊後高田市とか、筑後市では5月からそれを始めているようです、ポイント制度。それから、愛知県の大府市では、健康づくり都市を宣言して、健康条例までつくっているというところもございます。そういうことで、健康ポイント制度、これ、意外と各市町村でも始めているようでございますので、そういう検討をされたらいかがだろうかというふうに思いますが、御所見をお願いしたいと。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 健康づくりに対するポイント制度につきましては、例えば特定健診を受けた方や市が主催する健康づくり関連事業に参加した方に対してポイントを付与し、ある程度のポイントがたまると景品のプレゼントや商品券に交換できるといった制度であり、導入している自治体も幾つかあるということは承知をしております。

うきは市が導入するに当たっては、それぞれどのような課題があるのかを明確にすることがまずは必要でありますから、先進地の取り組み等々もしっかり分析してまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 取り組みたいという言葉がありましたが、前向きの検討をしていただけるかどうかをちょっと一言。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まずは、先進地の実態を調査させていただきたいと、（「検討」と呼ぶ者あり）このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 先進地の事例を調査して、そして前向きに検討していただくということでよろしいですか。ですね。（「調査結果で」と呼ぶ者あり）調査結果で。はい、結構です。それはもう。

それでは、予定しております、この件に関する時間が終わりつつあります。長期的に考えることも大事だと思いますので、子供のころからスポーツで骨や筋肉が丈夫になる、大人になってからでは遅いということも言われておりますので、答弁は要りませんが、教育長もおられることだし、女性に多い骨粗鬆症、そういうのも発育期の運動で予防できると。もう大人になってからじゃ遅いということも言われておりますから、高齢期に備えた体の基盤づくりとして、小学校体育を充実すべきだというふうに思います。そして、長期的な施策も考慮すべきではないだろうかということをお思います。体力は学力とも関連があると。スポーツで脳が活性化するというようなことも言われておりますので、そういう点、長期的にやっぱり子供のころから運動習慣をつけていくということに対して、市長、何かお考え、いかがでしょうか。賛同するでしょうか。そ

んなことはないという——体づくり。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 子供のころからスポーツ、運動になれ親しむというのは非常に重要な案件でありまして、うきは市の教育現場においても、そういう趣旨で取り組んでいると思います。そして、何度も言うようではありますが、健康づくりというのは、教育を初め、それと、域内の経済というか、先ほど江藤議員の際に私は小さな農業という話をしましたが、本当に裾野が広い、全体的な取り組みの中で健康づくりというのを位置づけなくてはいけないものだと、このように認識をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） じゃあ、最後でございますが、百花斉放のごとく、多くの施策をどんどん打ち上げるだけじゃなくて、今、何が必要で、施策を打ち上げるタイミングはいつが一番いいのかと。最も効果的な時期はいつだろうかというようなことを選択して、そして集中的に、この前も申しましたランチェスターの法則ではございませんけれども、選択と一点集中の精神で取り組んでいただくことを希望いたしまして、この件について質問を終わりたいと思います。

続きまして、企業誘致に関する交通アクセスほかであります、企業誘致に関することを質問させていただきます。

歳入の中で多額を占める地方交付税も、合併から10年を経過し、漸減されることが決まっております。そういう中で、財政健全化のためには、行政改革や歳出削減は言うまでもなく不可欠であります、税金収入などによる歳入をふやし、歳入に占める自主財源の比率を高めることが喫緊の課題でありますので、そのような背景を踏まえて質問をいたします。

1つ、自主財源確保の対応として最も重要と思われる企業誘致に関する最新の取り組み状況と成果並びに今後の計画について伺います。

加えて、他の自治体の誘致政策並びに工業団地と比べ、地理的条件や誘致優遇措置などで優位と思われる内容、劣っている内容があれば、お伺いしたい。

それから、2つ目、平成24年の当初予算に、下の川・荒瀬線道路の基本設計料として294万円を計上し、基本設計も完了していると認識しております。この道路は、三春工業団地に通じる道路で、企業誘致にも大変重要な関連道路でありまして、誘致された企業にとっても、物流業務の効率化に多大な影響を及ぼす道路であります。道路の整備は、つまりインフラの整備は企業誘致にとっては不可欠であり、待望の課題であります。九州北部豪雨のために一時凍結されたと聞いておりますが、今後の工事計画について伺いたい。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの企業誘致に関する道路整備等について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、企業誘致にかかわる取り組み状況と成果及び優遇措置等についての御質問であります。企業誘致に関しましては、議員御指摘のとおり、自主財源の確保を行う上で重要な課題であることは十分認識をしているところでございます。そのため、市としましては、企業誘致につきましては、本年4月より、企業立地係に人員を1名増員し、積極的な誘致活動ができる体制を整備したところでございます。

最初に、三春工業団地におきます取り組み状況についてであります。団地造成から6年が経過しており、三春工業団地への誘致を重要課題として位置づけ、昨年は20件の誘致活動や誘致相談等を行ってきました。また、三春工業団地にとどまらず、遊休地、民有地、市有地のリストを作成し、企業からの照会に対して迅速に対応するとともに、JA所有の山春支所跡地などへの誘致活動も行ってきましたが、残念ながら現時点におきましては誘致するまでには至っていない状況となっております。

また、最近では誘致相談等で金融機関からの問い合わせもふえてきており、現在は金融機関の融資部や法人部局への訪問活動を行い、三春工業団地のPRを積極的に行っております。引き続き、県の企業立地課等と連携をしながら、トップセールスを含め、誘致活動を進めてまいります。

次に、他の自治体との優遇制度等の比較についてであります。近隣の久留米市、朝倉市、日田市について見ますと、設備投資に関する限度額において、久留米市には劣っていますが、朝倉市、日田市よりは優位となっております。また、税に関する優遇措置は、各自治体ともほとんど差異はありませんが、売買単価については、うきは市が最も安くなっているところであります。

続いて、地理的条件であります。工場等の立地に適している、うきは市の平たん部については、いずれも高速インターより10分足らずでアクセスすることが可能であることから、地理的条件については、周辺地域に比べても遜色のないものと考えております。また、久留米市の藤光工業団地と久留米広川新産業団地並びにうきは市の三春工業団地、鷹取地区については、グリーンアジア特区に指定されており、福岡県の企業立地促進交付金について、交付率加算の優遇もあります。

以上、申し上げたように、うきは市の企業立地環境については、他の自治体と比較しても決して劣るものではないと言えると思います。

2つ目の御質問が、市道下の川・荒瀬線についての御質問でございます。3月議会において、佐藤議員からの大石堰見学の大型バス進入道路の整備についての御質問の折の回答と重複をいたしますが、地元から、主要地方道八女香春線、大石堰交差点から三春工業団地への進入道路整備と大石堰水神社周辺整備の要望があっていることは承知をしております。特に三春工業団地への

進入道路の整備につきましては、主要地方道八女香春線と一般県道保木吉井線が交差する高見交差点において、大型車の運行に支障を来していることもあり、その必要性が指摘されているところであります。

このような中で、平成24年に三春工業団地への進入道路の概略設計を実施したところですが、御存じのように、平成24年7月の九州北部豪雨災害により、うきは市は甚大な被害を受け、災害復旧を最優先したことにより、当計画は中断している状況となっております。

現在、福岡県の久留米県土整備事務所及び地元と高見交差点改良についての協議を進めており、また、寿橋の取り付け道路も整備中でありますので、今後、これらの状況も踏まえ検討していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 大体、土地の価格もほぼ一番安い、固定資産税の免税、こういうのは、ほぼ変わりが無いような状況ということをお聞きしましたですね。

しかし、私たち、やっぱりセールス活動、たまにするんですけど、やっぱりインフラがちょっとですねという声を聞きますよ。後でまた議論出しますけれども、交通アクセスがちょっとですねと。距離は近いけれど、そこまで行く間の道幅とか、もちろんロータリー——信号のともございしますが、そういうことを聞きます。一応ほぼよそ並みということは十分わかりました。

お聞きしたいんですが、企業誘致するために必要な条件、企業が進出したくなるような要件は何と考えているか、お尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） いろいろあると思います。先ほど御指摘のように、インフラの整備、例えば交通アクセスがいいであったり、あるいは、いつも議論されてます、上水道が必要などということも出てきますですし、いろんな面ではありますが、何より今、我々がひしひしと感じているのは、うきはのイメージアップというか、うきはの知名度をどうアップして、最終的に競争に勝ち残るか、ここのところをすごく重要視しているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ほぼ満足する回答ではあります、まず、土地代が安いと。これ、一番安いようです。1万円ですから、平米当たり。高速インターに近いと。それから、インターから、今度は団地までのインフラ、交通アクセスが充実しているということですね。環境にもやっぱり恵まれていると。風光明媚なですね。それから、優遇措置、助成措置も、もちろん大事だと。企業PR、いいように、高速道路からやっぱり見られるというのも1つの条件だそうですね。企業としては非常に魅力だということは言っております。それから、人間性豊かな勤勉な労働力が確保できると。これについても、私はよそに負けないような人たちがおられるというふ

うに自負しておりますので、そういう点でございます。

そこで、お伺いをしていきたいと思うんですが、高見信号ですね、そこで1つだけ先にお聞きしたいんですが、下の川から荒瀬線の道路の計画、これは私は袋野三ヶ名あたりからの——いや、三春地区の活性化にも大きく寄与する目的があったというふうに聞いております。それから、もちろん三春工業団地に通じる道になりますので、企業誘致にも有利だと。この道路計画は、県道のバイパス的な考えを持っておったということも言われております、ということも聞いております。それから、来られた企業の物流効率化にも寄与すること、もちろん当然、今申しましたが、そういうことでありまして、地域住民にとっても、非常に待望の課題であると。そして、先ほど言われました道德教育の関連で、ますます大石堰の見学バスなんかもふえるんじゃないだろうかと、そういうことも考えておらないけないということであったと思うんですよ。

熟慮の末にこの道路計画というのはできたわけであり——計画をつくった、立案したことでありますので、やっぱりふらふらしてはいけないと。やっぱり初志を貫徹していただきたい、最初の計画をやっぱり貫徹していただきたいと。

それに関連して、今、検討しますということで、前向きに検討するとは思うんですが、後で答弁していただきますけれども、既に294万円の設計費用も使っているんだと。それから、荒瀬のほうにはもう、道幅の広い道路が200メートルぐらいでき上がっている。つなぎ込むだけになっていると。荒瀬までつなぐかどうかは、また別にしましても、やっぱり企業団地までは当初の目的どおり、道路計画が必要じゃないだろうかというふうに思うわけでございます。

そういうことで、市長が今申し上げられましたけれども、ロータリー化——ロータリー化まで話されましたよね。あそこの信号を改善すると。高見信号はね、されるという話は今お聞きしましたので。しかし、それで十分かという、やっぱり十分じゃないと。やっぱり道幅が狭いと。それで、はかりましたら、片側3メートルぐらいしかないんですね。そして、歩道はありません。大型車が離合するときは、非常に自転車とか歩行者にも迷惑かけているし、一番大事故につながるヒヤリ・ハットというのを御存じでしょうけども、ひやっとしたこととか、はっとしたことがたびたび起きていると。信号から東のほうですね、狭いために。そういうことで、もし高見信号がスムーズに曲がれるようになったとしても、交通安全性、それから住民福祉とか総合的に考えますと、やっぱり最初考えてたあの道路は、もちろんコストはかかりますけれども、かなり効果の上がる重要な道路だというふうに私は思うんですが、市長、いかがでございましょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいてますように、2つの県道が交差します。そしてまた市道もあそこには絡んでおります。高見交差点、変速六差路になっております。ここは通学路でもありますし、保護者の皆さんからも、何とか交差点改良してほしいという要望も承っ

ておりますし、それから、保木側、三春工業団地から高見交差点に入って、杷木インターのほうに右折するに際して、非常に大型車が右折しづらいと。

こういう課題がある中で、県のほうに何度も何度もお願いを申し上げて、今、交差点改良の調査が進んでいるところであります。ぜひ、この事業を見守りながら、この市道については考えていきたいと、このように思います。仮に、議員御指摘の下の川・荒瀬線が早急にでき上がってしまえば、福岡県のほうも高見交差点の必要性を感じなくなるということもあって、「そんなことは……」と呼ぶ者あり）いろいろな課題もあると思いますので、そういうことも視野に入れながら総合的に考えてまいりたいと、このように思っています。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 私の思いですけれども、向こうができたからといって、こちらをちょっと思いとどめるというか、というようなことは、僕はないと思うんですね。やっぱり両方必要な道路だと思うんですよ。あそこの改善と道路はですね。

それで、福田総理だったと思うんですが、人命は地球よりも重いというようなことを言われた方がおりましたよね。やっぱりあそこの、もしも事故でもあったら——特に交通産業でしよう、あのROKIは。そういう会社が、人命——交通事故を起こすようなことがあったら、これは倫理道徳上、非常に不利な立場になるんじゃないかというふうに思うんですよ。ですから、やっぱりそこが完成するまでは、まだ当分かかるんじゃないですか。土地の買収とか、いろいろしますと、何年ぐらいを見ておられるのかどうか。そして、その後に考えるということであればもう、5年、10年はすぐに過ぎちゃってしまうんだろうかと。そのことによって、企業誘致が5年も10年もおくれるようでもいいのんだろうかというふうに思うんですが、市長、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの話になりますが、高見交差点も大きな事業でありますし、今、力を入れて県のほうにお願いをしている案件でもあります。それから、寿橋の取り付け道路も今、順調に工事が進んでまして、来春には完成できるんじゃないかと、こういう話も伺っておりますが、そういう、そもそもの八女香春線の本体と、そして一般県道であります保木吉井線の交差する高見交差点、ここの状況を見ながら、しっかりまた検討させていただきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） しっかり検討もいいんですが、いつごろまでにその検討が終わるのか。5年、10年後では、もう既に企業は誘致なり、もう、ちょっと遅いと。そういう点では、いつごろまでにはそれを判断するのかですね。我々は、議会報告なんか行っても質問が出ました。いつ、どうなっているんですかと。ですから、そういう交差点を改善する条件とか何とか

は一切聞いておりませんのでね。我々はやっぱり、災害が起きたためにおくれておりましたけれども、もうそろそろ災害が終わったし、そちらのほうに力を入れてもらえるだろうという答弁をしております。また、企業関連の人からも、私、質問を受けます。そのときも、ちゃんとここから計画がありますというようなことも答弁しておりますので、やっぱり早目にその結論を出していただくと。無駄な金を使う必要はございませんけど、必要な道路はやっぱり必要だというふうに思うんですが、市長、いつごろまでにそういう結論を出していただくのか、お願いしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 具体的な年次計画は持ち合わせておりません。もし議員のほうに誘致企業のお話があって、そういうことがネックになっているなら、ぜひ情報をいただきたいなど、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 全く予定はないんですか。道路——県のロータリー化というか、そこら辺の改善計画も、まだ時期も聞いてないんですか。そこをお聞きしたい。大体聞いているんじゃないですか。そして、そのためにはどのくらいかかるんだという目安も大体ついていると思うんですよね。ですが、今そこで、いつごろまでには何とか結論を出しますという回答はいただけるんじゃないだろうかというふうに思うんですが。

それと、そういうことであれば、294万円——約300万円もの設計費用をかけてでも設計する、これもどうだったんだろうかという疑問が湧くんですよね。それまでに、いつ情報ももらったか知りませんが、やっぱり県とうまくコミュニケーションを図っておれば、2年前ぐらいには、どういう考えを持ってます、ぜひやりますよというぐらいの情報は県からとれたんじゃないだろうかと思うんですね。そうすれば、そういう無駄な金は使わなくてよかったはずですから、やっぱり情報収集の不足だと僕は思うんですが、その点、2つお答えください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、市道の下の川・荒瀬線については、そういう高見の交差点であったり、八女香春線全体の整備計画を見据えて検討してまいりますと言っていることでもありますから、決して24年の概略設計が全然無駄であるというふうには認識しておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 再三求めますが、いつごろかまでは、現時点では言えないということでしょうか。予想もつかないと、全く。そうでしょうか。あえて言わないのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しになりますが、具体的な年次計画まで至っておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） それでは、ぜひ、よろしくお願ひしたい。

次に、3つ目の質問に入りたいと思います。よろしいですか。

水力発電についてお尋ねしたいと思いますが、平成22年9月議会の一般質問より提案を続けまして、ようやく3回目の平成25年9月の一般質問で、高木市長より、積極的に取り組む旨の答弁をいただきまして、多大な期待を寄せているところでございます。

世界的エネルギーの状況は、現在、確認されている埋蔵量から推定しましても、化石燃料の可採年数は、シェールガスを除いて、石油、天然ガス、石炭は数十年から数百年とも言われております。枯渇することは必至であります。頼みの綱であった原子力発電は、東日本大震災発生以来、安全神話が崩れました。しかも、使用済み核燃料の処分技術など、まだ確立されていない重要な課題は山積されておる状況であります。

一方、水力発電を含む再生可能エネルギー発電は、地球温暖化に大きく影響する二酸化炭素の排出が少ない国産エネルギーでありまして、化石燃料と違い、資源的制約がないため、極めて有望な分野であります。

そのような背景を踏まえて質問をいたします。

1つ、水力発電事業は、地球環境に優しい、持続可能な循環型社会構築にも寄与する、水と緑に包まれた、うきは市のクリーンなイメージにも合致する事業であります。自主財源確保にもつながる。1日も早い完成を希望しているが、その進捗状況を、ハード・ソフト面についてお聞きしたいと。

2つ目、事業の推進では、言うまでもなく、再三お願いしている工程管理手法を駆使した管理で万全を期していると思うけれども、現時点における課題は何があり、この課題に対して、どのようなアクション、対応策を考えているのかを伺いたい。1回目でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、水力発電事業の工程管理について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、水力発電事業の進捗状況についての御質問であります。藤波ダムの河川維持放流水を利用した小水力発電については、昨年度1年間かけ詳細設計を実施し、今年度から、いよいよ現地工事を着工する予定であります。既に4月15日に、巨瀬川の河川管理者であります福岡県久留米県土整備事務所に、河川法による流水占用許可申請書を提出し、県の担当部署において内容の審査を受けているところであります。河川法による流水占用許可後、土木建築工事に着工する予定であります。排水期となる10月以降に工事着工したいと計画しているところであります。

また、小水力発電所を建設するに当たって、県のダム管理用設備の改造が必要となっておりますので、こちらについては、年内をめどに改造設計を実施することとしております。その他、水車発電機につきましては、昨年度、既にメーカーの選定を行っておりますので、土木建築工事の進捗状況にあわせて製作を開始する予定であります。

2点目の、事業進捗に当たっての課題と解決策についての御質問であります。詳細設計の中で工程管理等につきましては、しっかりと対応し、円滑に事業が進捗するよう努めているところでございます。事業の進捗に当たっての課題としましては、うきは市だけではなく、福岡県にとりましても初めての取り組みであり、手探りの状態であることから、一つ一つの協議に時間を要している状況となっていることが挙げられます。今後、バックアロケーションや管理協定等の重要な案件について双方で詰めていく必要がありますが、極力、円滑に進むよう対応を図っていきたいと考えております。

なお、本事業に取り組むに当たっては、九州電力の水力開発事務所からも御支援をいただいておりますので、今後とも適宜相談、指導等を受けながら、工程管理どおりの事業進捗に努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 確認しておきますが、当初の予定は平成27年度完成ということやったんですが、これを何月完成に延期したんですかね。それだけ、ちょっと漏れておりますが。1年間延びるというようなことだったかなと思って、もう一回、最終的な確認を。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 担当のうきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） この件につきましては、昨年度、九州電力のほうのエネルギー発電設備に対する接続申し込みの回答保留というような関係がございまして、昨年、当時の重松課長のほうから、そういった説明が全員協議会のほうでなされたと思います。そういった関係で若干おくれてございまして、現在、完成といたしましては、平成28年度中に完成するという方向で進めさせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） この事業は、今まで経験したことのない新しい事業でありまして、かつ県が中に挟んで。国交省や経済産業省、これも関連しているということで、なかなか難しいんだろうということはお察しいたします。

そういうことではあります。とにかく新しいことにチャレンジする事業にもかかわらず、期待

どおり懸命に努力されているということに対しては高く評価をしたいということではありますが、立场上、一言苦言を呈したいというふうに思いますが、九電からの買い取り回答保留というのは、平成26年9月24日から3カ月ほどでありました、3カ月ね。にもかかわらず、1年間延ばしたと。1年間延ばして28年末にされているわけですので、ちょっと延期期間がいかかなものかというのを、ちょっと苦言を呈したいというふうに思います。

確かに大変なことだと思います。こういういろんな——全員協議会のときは、たしか1年間。民間企業というのは、このようなネガティブ要因、いろんなネガティブ要因がありますが、そういうのは当初の計画必達に向けて最大限の努力をして、そして達成感を味わって、高い評価を得る。今後のモチベーションを高める、アップにつなげるというようなことで仕事をしております。どうかして、1カ月でも2カ月でも遅くなりますと、買い取り価格の変更なんかもある可能性も十分ありますので、早目早目をお願いしたいということでございます。もう時間か。

それから、クリティカルパスは何か。

○議長（岩佐 達郎君） 時間です。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ちょっと1つだけ、最後の、最後をお願いしたいと。問題点、課題、計画する上での技術があれば、一言だけ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 担当のうきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 先ほど、九電の回答保留の関係でありますけど、平成26年9月24日に回答保留の関係の通知が来ております。3カ月間というのは、これはあくまで回答を——平成26年12月22日の段階で回答を再開するというので、回答が来たわけではございません。だから、うちのほうで申請してございまして、その関係につきまして、全くもう九電のほうで9月の段階では保留するというので、全く受け付けをしないような状態になっております。そして、12月22日に、3カ月後に再度再開——回答を再開です。だから、回答が来たわけではございませんので、回答が来た後ということ、そういった期間が3カ月の延期じゃなくて、それ以上の延期というふうなところもできております。それと、詳細——そういった関係で詳細設計におくれが生じた。計画に万全を期して余裕を持った計画とするというところも若干含めまして、平成28年度までということ、1年間の工期を延長させていただいたというところがあります。

それと、2点目の、工程上のクリティカルパスの分でございますけど、一番大きな、最も大きな問題でありましたのは、水車発電機の納期の問題等でございます。ただ、これにつきましては、昨年度もうメーカーのほうも決定していただいておりますので、そういった部分で何とかク

リアをしてきておるといふうなところでは、そのほかに、詳細設計の実施段階から水車メーカーをそういったことで協議に加えるといふうなことで、設計の手戻り等を防ぐといふうなことができているので、納期が短縮できるよう計画できたと、こういったことについて解決をしておるといふうに判断しております。

以上です。

○議員（10番 諫山 茂樹君） どうもありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、10番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

○議長（岩佐 達郎君） ここで、暫時休憩とします。11時20分より再開します。その後、直ちに議案質疑を行います。

午前11時05分休憩

午前11時20分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

ここで、市民生活課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 江藤議員より、議案第43号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、附則3の御質問についての回答をさせていただきます。

これにつきましては、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等の特例に関する法律第3条の2の3配当に係る国民健康保険税の課税の特例の施行期日の一部改正によるものです。うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成25年うきは市条例第31号は、施行規則が平成29年1月1日となっておりますが、今回の改正で附則第14条の改定規定、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分のみ、平成28年1月1日に改正したことによるものでございます。

以上でございます。

日程第2. 議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第49号うきは市道路線の認定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 済みません、議案書34ページをお開きください。議案の朗

読は省略いたします。

次ページをお開きください。

認定、級、その他、路線番号、1992、路線名、上屋形町第3線。起点は、吉井町福益字上屋形768番17。終点は、吉井町福益字上屋形768番16となっております。

位置的には、お手元に配っております、うきは市道路線の認定資料のほうをお開きください。2ページ目に、資料の図面のほうの参照をお願いします。場所につきましては、東福益公民館北側の開発行為による住宅地内の道路です。

認定の理由といたしましては、宅地開発に伴う寄附により、市道認定となっております。延長88メートル、幅員5.2メートルでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） ちょっと参考までにお尋ねしたいと思います。

ほとんどの議会ごとに、こういった市道認定というのが出てきます。ほとんどが、そして、開発に伴う寄附ですね。仮に寄附を市が拒否した場合、もう要りませんと拒否した場合は、どういふことが起こるのか。ちょっと我々にわからない部分がありますので、ぜひ、この際、知っておきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 相手のほうから寄附採納という形で来ます。寄附して、その後の処理については市のほうでやってくださいというところで、所有権の移転等を行います。もしやらない場合は多分、私有地になり——ごめんなさい、私ですね、個人の土地になりまして、それで固定資産税等がかかり、個人で管理するというふうになると認識しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 今、個人で管理ということになって、それで、固定資産税もかかると。市から見たら大きな財源になってくるんじゃないかなということで、開発業者にとっては、道路として提供する分は、市に寄附しても、道路として使っても、いわゆる分譲地から上がってくる土地代あるいは開発費そのものはもう変わらないと思いますけれども、とにかく寄附したほうが得だということではかないと思うんですね——道路の、市道として寄附する場合。だから、その辺、今後いろいろ考えていく必要もあるんじゃないかなと。

市は、税金は入ってこない上に、道路として維持管理もしていかなければならない。当然、側溝なんかもつけた上です。ですから、ちょっと我々、どうもその辺が理解しがたい部分があ

る。市の財政面から考えたら、もらわないほうが得するというのも大きいのではないかなと思いますが、今後そういったことを、寄附の申し出があったら、どんどんもらうだけでいいのかなという思いがありますので。いや、これは明確に市として寄附をしていただくということの正当性というか、そういったこと——もちろん、ここは特に分譲地ですから、その後、入居者が当然入ってこられると。そういった方々の生活道路として市が責任持つという意味では、確かに市道としたほうがいいんでしょうけども、どうも正直言って質問している私もわからない部分がありますので、もうちょっとわかりやすく、市が受け取る理由の説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） こうした分譲地につきましては、計画段階から、道路予定地、あるいは公園、あるいは公衆的な場所というのがある程度決められております。そういった部分につきましては、完成後きちっと——市道でしたら道幅4メートル以上とか、そういった基準に沿って業者さんのほうは道をつくるわけでございます。つくられた道につきましては、その地域に住まれる方が自由に通行することができる、そういった状態になりますから、当然そういったものにつきましては、市に寄附をする形でみんなが使える、そういった土地になるということでございます。もし寄附しないで私有地のままということになりますと、これはいつでも交通を遮断したりすることも民法上は可能になってきますから、そういったことが起きてはいけませんので、造成等の計画段階から、そういった公有的な土地につきましては、将来的に完成後は市に寄附するという形で業者さんのほうは進めておる。市のほうにつきましても、そういった分については、完成後、市に寄附していただくという形で、そういったことで進めておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 議案書37ページをお開きください。

議案の朗読を省略します。それから、別途配付しております新旧対照表の最後のページ、30ページのほうを御参照ください。

うきは市立公園条例の一部を改正する条例。

うきは市立公園条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号を次のように改める。

(6) キャンプとして利用すること。ただし、許可することができる公園は保木公園、百年公園及びホテルの里広場に限る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

改正の理由といたしましては、平成26年度に小塩ホテルの里協議会が主体となり、ホテルの里広場にキャンプ施設を整備したことによりキャンプ場としての利用が可能になったことによる条例の改正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 調音の滝公園、ここのキャンプ場はどんななってますか。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 条例上は、キャンプをしていいとは書かれておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） バンガローとか、いろいろあるんですけど、あれはどんな取り扱いになってますかね。もう廃止した。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） バンガロー自体あるんですけども、ほとんど使用されていない——廃止したんですかね、ちょっと済みません、わかりかねますけども、使用されていない状況でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 後でもいいです、調べといてください。あれは浮羽町のときにつくったものですから、結構古いとは古いですけど。よろしくお願いしときます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 物はあるんですが、使用不可という状況でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、公園たくさんありますけれども、その中で保木公園と百年公園が入ってありましたけれども、今度ホテルの里が小塩で入ってきます。むしろ、きのう私が質問しました藤波ダム公園というのは、あれだけ広範な面積を有してありますから、そしてトイレもあるし、当然、飲料水も確保されてありますから、なぜ藤波ダム公園がキャンプ地に適しないかということですね。せっかくのあれだけの広大な面積がありますから。きのうも12番議員から、道の駅にそういう車がとまっているというようなお話も出ましたけれども、せっかくの公園、あれだけ広範な——1.7ヘクタールでありますけども、公園に編入する分は

3.6ヘクタールということですから。そして、あそこだったら騒音も迷惑にならないということになりますけれども、なぜ藤波ダム公園がこの中で指定にならない、その理由があったらお願いしたいと思います。（発言する者あり）今じゃないですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 1点目が、やはりキャンプ場にしますと、申し込み、それから維持の管理等々に費用がかかるというところがまず1点ございます。

それと、藤波ダム公園につきましては、バンガロー、それから水洗——水で洗うところ等の施設がございません。そういうところの施設を整備した上と、あと、利用規則を整理した上での藤波ダムのキャンプ場ということは可能でございますが、今のところは、そういう管理体制と費用の面から、キャンプ場としての利用は考えておりません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3. 議案第48号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、議案第48号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組替のみの項については質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） お手元に、平成27年度うきは市補正予算（第1号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第48号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

平成27年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,103万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億2,982万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年

6月3日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正について説明を申し上げます。1が追加、2が変更となっております。

まず、追加について説明を申し上げます。起債の目的、全国防災事業。限度額が4,700万円。起債の方法、証書借入。利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

その下の2について説明をさせていただきます。

2、変更。起債の目的、合併特例事業。補正前の限度額2億9,310万円。補正後の限度額2億4,220万円。差し引き5,090万円の減額でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

その下、緊急防災・減災事業。補正前の限度額が3,880万円。補正後の限度額が4,540万円。差し引きの660万円の増額でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、変更はございません。この2つにつきましては、関連しますので、あわせて説明を申し上げます。

浮羽中学校、それから千年小学校の耐震補強工事につきまして、当初、合併特例債を充当することを予定しておりましたけれども、起債の第1回のヒアリングにおきまして、全国防災事業債と緊急防災・減災事業債の充当ができることがわかりました。全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債のほうが、償還年限、充当率、交付税措置等で有利でありますので、借り入れる事業債の追加と変更を行うものでございます。

一番最後の27ページをごらんいただきたいと思います。

地方債の補正及び当該年度末の現在高見込額調書ということで、こちらのほうがわかりやすく掲載しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

中ほどの補正額の欄でございます。こちらが上がると分でございます。

左のほうの上から4段目、緊急防災・減災事業債につきまして660万円の増額の補正でございます。その下、全国防災事業債につきまして4,700万円の増額。2つ下の一般単独事業債、こちらが、合併特例債がこの事業に含まれます。これにつきまして5,090万円の減額。合わせまして、トータルといたしまして、一番下の270万円の増額になるところでございます。

6ページのほうに戻っていただきたいと思います。

有利ということで申し上げましたけれども、説明を申し上げます。合併特例債につきましては、償還年数が10年、それから据置期間——借り入れてから償還が始まるまでの年数が2年、それから充当率——これは事業費に対して起債できる割合が95%、交付税措置が70%でございます。

これに対しまして、全国防災事業債が、償還年限が25年、据置期間が3年、充当率が

100%でございます。また、交付税措置が80%——10%有利でございます。

それから、緊急防災・減災事業債につきましては、償還年限は合併特例債と同じ10年、据置期間も同じく2年でございます。充当率が100%でございます。合併特例債より5%有利でございます。交付税措置につきましては、合併特例債と同じく70%でございます。

以上のような状況で有利と判断されますので、今回、借りかえを——変更と追加を行うところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番、櫛川議員。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 有利な起債という——合併特例債よりも有利ということですが、だったらこれ、全額はこれで借りられなかったのか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 今回、全国防災事業債と、もう一つ、緊急防災・減災事業債、2つの事業に分かれております。これにつきましては、義務教育債——千年小学校と浮羽中学校は、国庫補助というので、今回、補強を行うわけですが、交付基準というのがございます。生徒数が基準になるわけですが、それをもとに国庫補助、あるいはあれが決まってきます。例を申し上げますと、事業費が例えば10億円であったと。そして、国庫補助が、基準額が9億円だったということであれば、半額が——補助金が4億5,000万円の補助金が来ます。残りの1億円分が一般単独事業でなければいけない——市の持ち出しの一般単独事業でなければいけないというようなことになります。例を申し上げますと、生徒数に応じて大きな校舎を建てたり、豪華な小・中学校を建てたりすると、文科省の基準でその超える分は単独でなさいという関係がございます。

今回、国庫補助に該当する分が全国防災事業債、それから、単独に該当する部分が緊急防災・減災事業債という2つの起債に分ける形になったところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） わかりましたか。ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今、櫛川議員の質問に関連するんですけども、緊急防災・減災事業、これが有利な起債ということですが、これは今回気づいたような説明であります、以前からさかのぼると、この事業はいつから起債が可能だったのかどうか、そのあたり、いかがでございましょう。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） この全国防災事業債、あるいは緊急防災・減災事業債につきましては、東日本大震災の後、国のほうがそういった教訓をもとに、特別会計等を設けて全国のそ

ういった小・中学校の耐震化、公共施設の耐震化を進めるために進めた事業でございます。東日本大震災の発生翌年にこの制度がつけられました。

今回、第1回のヒアリングでこれに該当するというふうに申しあげましたように、全国で枠がございます。第1回のヒアリングで各市町村の要望を財務支局、県が聞きまして、どういったものの充当が可能か、そういったヒアリングを行いながら、国の全体の枠の中で、市町村が希望する有利な起債制度を利用するという形ですと。

当初の段階では、そういったことで、初めからこれが該当するということはちょっとわかりませんでしたので、ヒアリングの段階でこの起債が可能であるということがわかりましたので、今回、補正を行うところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかりました。ということは、県のヒアリング等がなければ、市では、こういうものの事業で起債が受けられるということは、なかなか認識をするというのは難しいという裏返しでもあるんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 市町村が起債をする場合には大体、ハード事業関係で3回のヒアリングがございます。まず、年度始め、4月ぐらいの段階で第1回のヒアリングというのがありまして、財務支局、県のほうが——県下のそういった要望等を把握します。それで、第2回目目のヒアリングが大体11月ぐらいにございます。それで、その段階で大体、入札等が終わっておりますから、起債のほうからの充当、国のほうが準備する金額等を国が把握します。最後に3月にヒアリングがございます。この時点でほぼ確定ということで、大体1つの起債をするに当たっては、3回のヒアリングを毎年受けております。そういった形で、それが年度繰り返しされて、国のほうも、資金といいますか、国債等でそういった資金を調達して、調達の準備が必要でございますので、大体年度末、4月に借入れの正式な調書を出して、出納期間の5月下旬ぐらいに、実際には市町村のほうに金額が交付されるという形で、毎年のそういった起債の借入れの事務的な流れということで行っておりますので、毎年のそういったヒアリングなんかで、こういった条件になったということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 企画財政課長にお尋ねしているのは、今回そういうことで有利な起債が受けられたということはよろしいんですが、耐震化事業というのはずっと続いてきましたですよね、震災以降。このときには、そういうものは全く制度というか、いわゆる国のほうが特

別会計で基金を設けての全国配分ということになるんでしょうけど、たまたま、今まで、ほかの小学校をずっとやってきました、その時点では、これについては、わかっただけでも受けられなかったと。今回は初めてこれが起債として認められることになったのかどうか。

課長も4月からですからですね。そのあたりをちょっとお尋ねしているんですよ。以前のものには、この起債の適用ができないから、たまたま今回できたのか、今までもこれは適用できたんだけど気づかなかったのか、県のほうも、それもわからなかったのか、その辺をちょっと明らかにしたいということで質問をいたしております。最後ですから、よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 27ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうに前年度末残高ということで、例えば上から4段目の緊急防災・減災事業債につきましては、過去3億3,340万円、既に利用しております。それから、全国防災事業債につきましても、2,910万円利用しておる状況でございます。それで、東日本大震災の後、いろんな形でこれに該当する事業については、ヒアリングを受けながら、こちらのほうを利用しながら起債していった経過がございますので、そういった財務支局なり、県とのヒアリングの中で適正な起債方法を選択していったということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 委員会に付託されれば、そのときにお尋ねするんですけど、今度、委員会付託が省略されてありますからお尋ねします。

今お話にありました27ページで、全国防災事業債というのは、もう前年度末で2,910万円の残が残っているわけなんですよ。それから、緊急防災・減災事業債も3億3,340万円の残が残ったわけですよ。だから、もう、このときから適用になっているわけでしょう——この借入れはですよ。たまたまこのときは耐震化じゃなかったかもわかりませんがね。

それと、問題は、なぜこれが当初予算に上がってこなかったかということなんですよ。これ、補正予算で上がってきてありますが、じゃあ、福岡県では耐震化工事でこの2つの事業債を使うのは初めてということでしょうか。これが1点ですね。いや、もう、ほかの市町村ではこういうものを使っておったかどうかということですよ。

それから、14ページで、つまり中学校では全国防災事業債、これは先ほどの説明で償還期限が25年、据え置き3年、それから充当率が100%、それから地方交付税の歳入が80%ということですから、特例債よりもいいわけですね。それが、中学校では3,680万円借られてありますけども、小学校では1,020万円ということですが、何かさっき、小学校については児童数の関係——児童数じゃなくて、これは公立学校の耐震化推進事業なんですよ。国が進めて

いる耐震化事業なんですよ。これを、うきは市がやりたいからじゃなくて、国の方針で、いわゆる耐震化工事を進めなさいということで、今、福岡県では95%ですか、耐震化工事が終わっているのがですよ。まだ残っているというのが出てあります。

何で緊急防災・減災事業債というのが、中学校のほうが200万円ですけども、小学校のほうでは460万円。なぜ条件のいいほうに借り入れができないかということが大きな疑問ですよ、これですよ。同じ公立学校の耐震化推進事業ですよ。工事が違うから金額が安いということだけじゃなくて、片一方は、とにかく3,690万円の合併特例債を減額して、そのうち3,680万円借りられるわけ——全国防災事業債がですよ。片一方は1,400万円の合併特例債をカットして、そして1,020万円しか借りないということですが、この不合理はどのように解釈していただけますでしょうか。

それから、県のヒアリングで、こういうのが数字でびしゃっと示されてあつたら、その資料をいただきたいと思いますが、出せるか出せないか。

以上、3点をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 千年小学校と浮羽中学校につきましての補助率が違います。と申しますのが、耐震を行う際のやり方によって国の補助率が違ってくるところでございます。

浮羽中学校につきましては、骨格の耐震補強——校舎全体を守る耐震補強を行います。その場合は、国庫補助が2分の1でございます。千年小学校につきましては、体育館の天井部分の、もともと建物自体が新しい建物でございますので、建物自体は耐震に耐えますけども、天井部分が耐えないということで、天井を撤去するような工事でございます。そういった場合は補助率が3分の1になります。ですから、浮羽中と千年小学校の国庫の補助率が違ってくる、その関係で起債できる金額も変わってくるということでございます。

それから、当初からこれができなかったのかという御質問ですけれども、担当といたしましては、合併特例債をまず使っていこうということで予定をしております、ヒアリングを実際に受けた段階で、それよりも有利な起債があるということで、今回、補正の変更を行うところでございます。ただそれだけの理由でございまして、そこら辺ちょっとそういったために、ヒアリング自体もあることですし、こういったことの流れになってきたところでございます。

それから、県の資料といいますか、別段ちょっと、そういったヒアリングの段階で資料というのは持ち合わせておりません。今、説明しておりますような県の指導がありまして、今回、補正を行っておるということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、千年小学校の場合は体育館の天井部分だけだということですね、耐震工事が。それから、中学校については校舎全体ということで、補助率が3分の1と、（「2分の1」と呼ぶ者あり）2分の1ということでありましてけれども、補助率はもう当初予算からわかつたわけでしょう——補助率についてはですよ。当初予算がそうなっているわけでしょう。今度、補助がついているわけですが、これによってですよ。いわゆる、これらについては財源組替だけで出ているわけなんですよ。

あとの、学校管理費についてはですよ。

この予算書で言いますと、21ページが小学校費であります、学校管理費で、一般財源が80万円だったのが、地方債に移行している。それから、次の22ページでも、財源が——一般財源が190万円だったのが地方債190万円にかわったというだけで、補助のことについては全く出てないから、恐らく当初予算で出ていると思いますよ。この補助金については、今の3分の1、あるいは2分の1というのはですね。

したがって、学校が違うからで——小学校と中学校、工事が違うからということですけど、工事が違うから金額が違うわけですね、言いかえりゃですよ。千年小学校のほうが、もともと1,400万円の特例債だったんですからですよ。

問題は、何で緊急防災・減災事業債、これのほうに多く持っていったかということなんですよ。それが補助率で違って来る。じゃあ、補助率で3分の1と2分の1ということになると、補助率は——この全国防災事業債の借り入れ率はどういう基準があるわけですか。これについて説明をしてください。どんな基準があるのか。2分の1についてはこれだけ、3分の1についてはこれだけしかも認めないという基準があったら、それをお願いしたいと思うわけ。

それから、県のヒアリングで、口頭で説明があったよって、そうじゃなくて、何か文書があるでしょう、もう。ただ口頭だけですか。口頭だけじゃなくて、何か文書がないことには、あなた、全く、あとまだやらなきゃならん耐震化工事もあるかもわかりません。一応、千年小学校と浮羽中学校で終わりということなら、これをまた使うようなことはないかもわかりませんけど。

じゃあ、この27ページに書いてる借り入れ状況についても、今おっしゃったような状況で借りているわけですか。全国防災事業債については25年償還の3年据え置き、それから緊急防災・減災事業債については10年償還の3年据え置き、そして充当については、先ほど申し上げたように100%充当ですね。80%は、こっちは70%——80%ということですね。緊急防災についてはですよ。特例債と、ほんなら、70%ということですね。ところが、全国防災については80%ということですから、10%という、かなりの違いがありますが、以前はどこに使ったんか、わかってあったらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 14ページの、それぞれの起債額の増減を見られての御質問か
と思います。

千年小学校が、補助率が3分の1というふうに申し上げました。全国防災事業債が起債できるのも同じく3分の1になるわけです。残りの3分の1が一般単独事業になります。そして、浮羽中学校が、2分の1が国庫補助で、その交付基準額のまた2分の1を起債することができます——全国防災事業債に。して、若干はみ出る部分につきまして、緊急防災事業債、これが一般単独に充当できる事業債というふうになります。そういった関係で、千年小学校が緊急防災事業債の起債割合が高いということでございます。わかりますでしょうか。そういったことです。

それから、ヒアリングの関係をおっしゃいましたけども、先ほど申し上げましたように、ヒアリングにつきましては、そういったペーパー的なものはございません。市が要望しておる起債事業に対しまして、県あるいは財務支局のほうから、こういった有利な起債があるという、こちらを使ったほうがいいんじゃないですかというようなアドバイスを受けながらヒアリングを行っておるということでございます。

27ページの、今まで行った事業関係につきまして、ちょっと手元に資料がございませんので、わかり次第お知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、お尋ねしますが、小学校は耐震工事費に対する国の補助金は幾ら、それから中学校については幾ら予算化されているわけですか。このものについてですね。いわゆる補助金というのが出てきてないわけですね。

11ページでは民生費の負担金、それから、市債については今14ページでありますけれどもね。それから12ページでも、総務、民生、農林については国庫補助金というのが書かれてありますけれども、この中学校あるいは小学校の耐震工事に対する国の補助はどうなっておるのか、お尋ねしているわけでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 浮羽中学校のほうで、国庫補助が3,680万円、総事業費といたしましては、歳出となりますけども7,565万円でございます。そのうち、補助対象事業に該当しますのが7,360万円でございます。それから、千年小学校が、国庫補助が510万円、総事業費といたしましては1,990万円でございます。そして、補助金の交付基準となりますのが1,530万円でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。1時15分より再開します。

午後0時07分休憩

午後1時14分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、休憩前に引き続き、議案質疑を再開します。

ここで、企画財政課長並びに住環境建設課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 午前中の審議におきまして、13番議員から御質問いただきました、27ページ、緊急防災・減災事業債の過去の、どのようなものに使ったか、それから全国防災事業債も同じくどういったものを利用したかという御質問につきまして、回答を保留しておりましたので、説明を申し上げます。

緊急防災・減災事業債につきましては、平成24年度に創設をされております。平成24年度におきまして、吉井中学校の体育館改築事業、これに2億6,620万円、同じく24年度に東福益とうきは市民センターの駐車場にあります土のう倉庫の新築、これに640万円、それから25年度におきまして、大石小学校、小塩小学校の耐震事業に合わせまして6,080万円、合計の3億3,040万円の起債を行っております。

その下の全国防災事業につきましては、これは25年度に創設をされております。平成26年度に御幸小学校、姫治小学校の耐震事業、合わせて2,910万円の起債を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 午前中、2番議員から御質問ありました、議案第50号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての中で、調音の滝公園においてキャンプができないかという御質問でございます。それにつきましてお答えいたします。

まず1点、排水施設がないというところ、それから、テントを張れるだけの敷地面積がないというところで、今のところキャンプ場としては使用不可というところで、公園条例の中のキャンプ場の位置づけはしておりません。

以上でございます。（「バンガロー……」と呼ぶ者あり）バンガローにつきましては、今現在、破損しておりまして使用不可の状況でございます。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） 補正予算の15ページをお開きください。

2款1項14目地域コミュニティ推進費、補正額150万円。財源の内訳、その他で150万円を計上いたしております。

補正理由につきましては、平成27年度コミュニティ助成事業助成金の認定がなされております。交付決定のありました2件分につきまして、今回150万円を歳入歳出それぞれ計上しているところがございます。

2件分の内訳につきましては、一般コミュニティ助成事業、交付決定額120万円、事業実施主体は蓮町区でございます。それから、もう一点が、青少年健全育成助成事業1件、交付決定額30万円でございます。事業実施主体は西屋形区でございます。合計の150万円となっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 16ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助及び交付金1,097万2,000円の増額補正でございます。地方公共団体情報システム機構の負担金です。

これにつきましては、マイナンバーカード制度につきまして、平成27年10月5日より、付番された個人番号を本人に通知カードを送付する事務が開始をされます。また、平成28年1月1日から、個人カードの配付が行われます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による特定個人情報の提供等に関する省令第35条第1項の規定により、市町村長は機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることができるとされております。今回の補正は、地方公共団体情報システム機構に対する関連事務費の負担金でございます。経費は、総額に対して人口割をしたものでございます。なお、全額、国からの補助金でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 補正予算書の17ページでございます。

3款1項10目臨時給付金事業費6,951万7,000円の増額補正でございます。

この予算は、福祉事務所福祉係が担当いたします臨時福祉給付金と、福祉事務所子育て支援係が担当いたします子育て世帯臨時特例給付金の予算でございます。平成27年4月7日に、国会におきまして平成27年度予算が成立したことにより補正をするものでございます。

2節から13節までは事務費でございます。

20節扶助費、臨時福祉給付金、対象者7,500人を見込んでおります。1人につき6,000円ということで4,500万円。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童見込み数を4,584人ということで、対象児童1人3,000円で予算をしております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これ、26年度に続いての臨時福祉給付金、あるいは子育て世帯の臨時特例給付金であります。支給額が今おっしゃったように、臨時福祉給付金のほうが6,000円ということであるわけ。それから、子育て世帯の臨時特例給付金は支給額が3,000円ということで、以前より随分少なくなっておりますけれども、これに対する条件ですね。例えば去年の場合は、臨時福祉給付金については加算対象者というのが設けられてあったわけで、それはどうなっているかということ。

それから、この予算の中で、いわゆるシステム開発委託料というのが出てきてあります。去年もシステム開発委託料ということで予算化しておったわけですが、一体、去年の開発では、ことは——27年は通用にならなかったかどうかということですね。去年もやったシステム開発委託料というのをことしもやっておりますが、その必要性ですね。これについては、どう解釈してあるのか、あるいは、どう措置するつもりなのか、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 昨年度も——正確に言いますと平成25年度の3月補正で、26年度の事業ということでございます。今年度どう違うかと言いますと、臨時福祉給付金につきましては、平成27年度の住民税が課税されていない方が対象でございます。なお、生活保護の受給者である場合などは対象とはなりません。また、加算はございませんで、一律に6,000円でございます。

それと、去年は、臨時福祉給付金を受給しますと子育て世帯の臨時特例給付金は受給できない

——併給ができないということでしたが、今年度につきましては併給ができると。ですから、児童のほうが臨時福祉給付金の対象になっておられても、子育て世帯臨時特例給付金は受給できるということでございます。

次に、システムの開発でございますが、この分につきましては、年度ごとに少しずつ変わってきております。また、子育て特例給付金につきましては、児童手当との関連がございます。子育ての臨時特例給付金につきましては、平成27年の6月分の児童手当の受給者であるということになっております。といいますのは、6月に児童手当の現況届を出しますけれども、現況届を出された方が対象になるということで、今回につきましては、既に現況届の通知を6月4日に児童手当受給者のほうに送付をしております。そういう関係で、現況届の様式を、現況届を出す申請ができるというような申請書に変えてきております。

システム——毎年システム改修委託料がかかっているのではないかと御指摘ですけれども、確にかかってくるかと。また、これにつきまして、うちのほうとしても、なるべく安く済むように交渉等もやっているところです。そういうところで、委託料のところシステム改修委託料が62万4,000円ということで減額になっておりますのは、そういう係との、そういう改修、開発について協議をしてきて、この予算になっているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この臨時特例給付金というのは去年から始まったわけですね。それで、去年、システム開発委託料というのが800万円組まれとったんですよ——去年ですね。そして、ことしの予算でシステム改修委託料というのは200万円組まれとったわけ。これは、ここにありますように62万4,000円はマイナスであるわけですよ。ところが、まだ残るわけですよ。システム改修委託料というのがまだ、62万4,000円減額になりますけど、137万6,000円残るわけです。それに持ってきて、今度はシステム開発委託料というのが、去年800万円だったのが、また343万3,000円計上されてありますから、ダブっているんですかということをおし上げているわけ。

システム開発をすれば、つまり、それが去年使えなかったから、27年にあわせて開発委託するんだったら、その下のシステム改修はもう要らないんじゃないかということなんです。それで、システム開発はするわ、さらに改修もしなきゃならないということになってあるが、このものについては、どういうことかということをお尋ねしているわけです。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 申しわけございません、説明不足でございます。

予算のほうのシステム開発委託料といいますのは、臨時給付金のほうのシステムでございます。

それと、システム改修委託料——下の部分、マイナスの62万4,000円といたしますのは、子育て世帯の臨時特例給付金のシステムの改修でございます。予算が臨時給付金事業費ということで一緒になっておりますけれども、システム開発委託料というのは、福祉系のほうの臨時給付金の関係でございます。そういうことで区分をお願いいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認でございますが、まず、収入のほうは、先ほどの説明もありましたが、臨時給付金の合計額が、国庫支出金の欄で——今17ページを見てます、7,151万7,000円の国の財源を受け入れておりますが、補正額が6,951万7,000円、差額が200万円でございますが、これは特定財源で、全てこの10目は7,151万7,000円全額がここに充当されなければなりませんけれども、200万円減額になっておりますが、これで問題ないですかね。ちょっとひらめきましたので確認です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 財源につきましては、歳入の11ページと12ページのほうの民生費国庫負担金、臨時福祉給付事業費——11ページでございます、それと12ページの子育て世帯臨時特例給付事業費補助金ということでございます。

この200万円といたしますのは、当初に200万円でシステム改修費を一般財源としておりました。国の予算が通過をいたしまして、国庫負担金のほうになるということになりましたので、一般財源で組んでおりました200万円——当初予算のシステム改修費を国の財源のほうに財源組替をしたこととございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、5款1項労働諸費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 18ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費、補正額45万円であります。この分につきましては、さきの専決の中でもありましたように、うきは市民センター前にあります福銀——福岡銀行浮羽支店跡地の分でございます。その1階部分を創業支援センターの事務所というふうなことで、今後、利用していく予定でもあります。それと、2階部分については、ROKIさんのほうの事務室というような形で使用してまいります。当初の段階で電気料を上げておかなければなりませんでしたけど、上げておりませんでしたので、一応、今回7月からの分というところで45万円の電気料を計上

させていただいております。この電気料につきましては、類似施設の電気料を見て予算化をさせていただいておりますというところでございます。

特定財源のほうで、その他18万円というところが出ております。これは一応ROKIさんのほうと今、打ち合わせをしております、事務所の面積割というような形でROKIさんのほうから、2階部分については、電気料についてはいただくというふうなところで今、話しておりますので、歳入見込みというような形で18万円ほど計上させていただいておりますというところですので、以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで5款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 続きまして、19ページでございます。

6款1項7目山村地域振興費、補正額1,000万円です。これは、さきの全員協議会で御説明申し上げておりますけど、山村活性化支援交付金事業、こちらのほうが今年度から3年間、一応採択ということになっております。単年度、1,000万円を上限としてこの事業ができるというところで、今年度につきまして、最高限度額の1,000万円を補正として上げさせていただいております。国県支出金の部分であります10分の10というところで1,000万円です。

節のほうで書いております、申請の中でこういった部分に使用したいという部分で、それぞれ節の部分で振り分けをいたしまして申請を出しておるというところでございます。あくまでソフト事業という形になりますので、ハード部分ではできないというところの予算配分になっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） せんだって全員協議会で説明を受けましたように、1地区について1,000万円、3年間ということですが、1,000万円の中で700万円が山村地域調査委託料になっているわけですね、7割がですよ。その委託条件とか委託先というのにはどのような基準が決められてあるのか、今、基準が決まってあったらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 特別な基準というのはございません。それで、この事業につきましても、当初計画ということで3年間分の実施計画、これを一応つくっております。

その中で3年間の、事業のこういったことに使いたいという案をこの実施計画の中でうたっておるといふところなんです。

初年度につきましては、ここに書いております調査委託料ということで、1つには、エコミュージアム調査資料作成委託料ということで、今、新川・姫治地区のほうでエコミュージアムということを中心にやっておりますので、こういったものをさらに充実させていきたいというふうなところで上げております。それと、教材用とかビデオ作成等の関係も今、検討しております、資源調査委託、そういった部分も今、今年度の事業として視野に入れておるところであります。これといった基準というのはございません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 8節の報償費、講師謝礼ですけども、ちょっと、うきは市全体のそれぞれの事業でいろんな講演が行われてますですね。ですから、このあたりの全体を見て、せつぱくなら内容のあるあれを少し調整されたほうがいいんじゃないかというふうに思います。あちこちで、防災無線でも聞きますし、チラシもいただきます。それぞれの分野ということで、わからないわけじゃないんですけども、それぞれが縦割りの考えになってはしないかなという気がしますので。ここには63万円上がっております。どういう講演を予定されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 報償費の関係の御指摘かと思います。

一応、今年度、計画しております分につきましては、地域資源を活用するための合意形成とか組織づくり、人材育成というふうなことで、例えば今年度予定しておる例からいきますと、蛍育成と調査及び打ち合わせとか、そういったところの蛍育成に関する講師、これは定期的に何度か呼んで、そういった蛍育成事業を進めていくというふうなこともありますし、地域資源の消費拡大や販路促進、付加価値向上等を図る組織というような形で、組織づくりという形で、加工品開発と講師、そういった部分を、これは妹川地区のほうでそういったことをやっていきたいというふうなところで今、考えております。

ただいま御指摘の、ほかの事業等でもいろいろあるのではなかろうかと。確かに御指摘のとおりかと思います。うちのほうも毎週1回、ブランド推進課のほうで係長会議等もやっております、そういった予算の突き合わせをしながら、例えば、うちのほうには予算がないけど、こういうことを取り組みたい、こういう講師を呼びたいとかいう話があれば、お互いそれぞれ持つておる予算の中で、じゃあ、これをこっちに充てようかというふうな打ち合わせ等もやりながら、できるだけ、今、御指摘のありましたように、重複しないような形での取り組み、予算の範囲内で、

できるだけより充実した取り組みをしていきたいというところで、そういった打ち合わせも毎週やっておりますので、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 続きまして、20ページの関係であります。

7款1項2目商工業振興費、補正額252万5,000円です。同じく7款1項3目観光費、288万6,000円です。これも、さきの全員協議会のほうで御説明申し上げておりましたけど、地域おこし協力隊、こちらのほうが現在、当初計画より、まだ——当初の形でいきますと2名の公募がまだ欠員となっております。今回それにプラス1名したところで、今3名の募集をかけておるというところであります。

商工業振興費のほうにつきましては、商工業振興プランナーというところで、うきは市で起業を希望する方に対して、空き店舗の活用とか、その利用促進または国県補助事業等の活用、そういったことでトータル的な創業支援を行う方を1名、商工業振興プランナーとして予定しております。もう一名につきましては、食資源活用プランナーというところで、フルーツ王国うきはと言われるほど豊富な農産物を産するうきは市におきまして、その農産物を活用して、農業、商工業、観光、教育、文化などの領域で食をテーマに活動を行うような形で、レシピの開発であるとか加工品開発、そういったことを含めたところで、食を中心とした活動を行っていただく食資源活用プランナー、これが2名というところで、こちらのほうの分が一応7月からを予定しております。9カ月分でございますけど、1名分については1年分、それで当初予算で予算化しておりましたので、9カ月分ということで、3カ月分残ります。残り、もう一名追加の分が6カ月分不足するということになりますので、7款1項2目のほうで半年分の補正予算というところで考えております。

続きまして、観光費のほう、これはJRうきは駅活用プランナーというところで、JRうきは駅の駅長として、これは一応4月の段階で決定しておりましたけど、本人のほうから辞退ということで、再度、今、募集をかけてあるところであります。こちらにつきましては、当初で組んでおかなければなりませんでしたが、当初予算のほうで漏れがあったということで今回、大変申しわけございませんけど補正のほうで、こちらのほうにつきましても9カ月分を補正させていただきたいというところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 今、2目並びに3目について説明がありましたけど、本当にプラスになった要因というのが、今、説明がありましたけど、ちょっとわかりにくい点があったので、大きなプラスになった要因を、もう一回説明のほどお願いします。

それと、2点目ですが、ブランド推進隊員が当初4名だったのが8名という——4名が8名になるということと言われていたにもかかわらず、いつの間にか9名になった理由。

3点目が、今、予算面で話されましたけど、これは当初8名であったのが9名になったとかというので、今、説明がありましたけど、ちょっと補正の意味がわかりにくく明快でないので、もう一回説明のほどをお願いします。

以上、3点。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 説明の仕方が悪くて申しわけございません。再度申し上げたいと思います。

まず、7款1項2目商工業振興費、こちらにつきましては、商工業振興プランナーと食資源活用プランナー、今回2名の募集をお願いしたいということで、さきの全員協議会の中でも、その内容についてはお話ししておるところであります。先ほど言いましたように、特に創業支援——こういったトータル的な創業支援を行うということで商工業振興プランナーを募集する分と、うきはということで、食資源、非常に豊富な農産物、これをやっぱり十分活用して、創業とか6次産業化、そういった部分に結びつけていきたいというところで食資源活用プランナーのこの分が2名を今回、再度募集をかけておるところであります。

こちらの分につきましては、商工業振興プランナー、こちらの分は当初予算で1年分——12月分予定しておりましたけど、現在もまだ決定しておりませんので、7月からというところで9カ月分、だから、こちらのほうが3カ月分、まだ残が出ておるような形になります。

食資源活用プランナーは、当初は予定しておりませんでしたけど、この時期を逃してはいけないと思ひまして、今回、募集をかけております。そちらのほうが9月から3カ月分残っておりますので、半年分——6カ月分を2目のほうで予算化をするというところで、1名の6カ月分がここに上がってきておるというふうに御理解していただきたいと思ひます。

それと、3目の観光費のほうでございますけど、こちらにつきましては、JRうきは駅活用プランナーということで当初からの予定でありました。6月にこちらのほうに赴任する予定でございましたけど、本人のほうから辞退職が出ましたので、こちらのほうにしましても、改めて、また今回、募集をかけておるというところであります。こちらの3目の関係につきましては、当然、

当初の予算で予算化しておかなければならない部分でございましたけど、これが予算化されてありませんでしたので、今回9カ月分を補正させていただくというところであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 市長は、地方創生の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のことをすぐ口にしますが、今一番大事なことを忘れていないかということで説明を伺いたいんですが、地方創生というのは、日本、人口が減り、地方の若い人が都会に働きに行き、地元の暮らしを支える人がいなくなったということで、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」ということになるとるわけですが、具体的に言えば、東京圏——埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県に出る人よりも10万人多い——国は地方に出る人を6万人に減らし、東京圏から出る人を4万人に減らすことでバランスよく考えていることです。そのためには、地方に引っ越す会社の税金を安くしたり、地元の農業、漁業を応援したり、いろいろなことをやりながらするのが具体的な内容でございますが、一番大事な人口が減るのを食いとめるためには、一番大事な、やっぱり生まれる子供の数が少なければ人口は減り続けるわけでございます。そのためには、若い人が会社などで働きながら安心して子育てができるようにするということが大きなあれじゃろうと思います。

そこで、国自体がどんなことをするのかということになれば、国は小さい市町村に国の役人を応援に行かせたり、お金の指示をしたりするけど、国にばかり頼ってはだめ、地方側でどうすればいいかということを考えることが大事ということを行っているわけでございます。

そこで、せんだって——6月3日かな、新聞で、都市圏から移住して地域活性化に取り組む、うきはブランド推進隊員3人をうきは市が募集している。3大都市圏や政令指定都市などの住民を対象にしている。住宅は、市が借り上げて、アパートで、家賃は不要ということでございます。家賃は不要でございますので、その後3年後、今まで家賃を払っていた人が果たしてとどまるのか。私は地元にならぬ人がいるから、地元の人を雇用してはいかかかと思うわけでございます。同時に、先ほどから言いますように、地方から都会に出る人を防ぐためにも、自分の地元の雇用が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 済みません、ちょっと補正の内容とは若干違うことになるかとは思いますが、それと、あと、この地域おこし協力隊といいますのは、国のほうの特別交付金事業の中でやっておることでありまして、先ほど言いましたように、政令都市並びに——いろんな、若干範囲が広くなりましたけど、そういった都市圏部のほうから、こちらのほうの地方のほうに移住してきてもらって、3年後にはできる限りそこに定住をしてもらうということを大きな目的としております。

そういった中で、過去の実績におきましても、6割以上、約7割——6割から7割の間の方がやっぱりその地元で定住して、その後、活躍をしておるといふうなことでございまして、うちとしても、こういった、今、今回入ってこられております——今度新しく3名入る方を含めると9名になりますけど、そういった方が、うきはに今後移り住んでいただいて、創業したり、いろんなところで活躍をしてもらおうということが最終目標でございますので、そういった部分において、この事業に取り組んでおるといふところでございます。

だから、ちょっとこの補正の意見の内容とは若干、趣旨が違うかと思っておりますので、そういったことで御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 趣旨が違うかと思っておりますけど、本当に募集の件があったから、ちょっとそれに協力隊の募集が新聞に出てたから、この件でちょっとそういうことを考えたらいかがということで質問したわけでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 7款1項3目の観光費の中で、これはJRうきは駅長でありますけれども、幸い本人が断ってきたから、これでよかったわけですよ。もし断ってこなかったら、皆さん方は予算どうするつもりですか、漏れとったというのは。こんなことのないように、予算は慎重に編成してもらわなきゃなりませんよ。もちろん、後、6月議会があるからというような安易な気持ちかもわかりませんが、そういうことでは事業の推進に大きな影響を及ぼすことになりますから、こういうことのないように、以後、注意をしていただきますようお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） ただいま、議員からの御指摘のございましたことについては、今後こういうことがないように十分注意したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 補正に関係ないと言われるかもしれんけど、地域おこし協力隊が現在、日本で1,000名かな、今度3,000名ぐらいになるということで、全国の各市町村がかなり募集している状況だと思うんですね。それで、この前の説明で、今月の19日までが募集の締め切りだということ——応募のですね、締め切りと言ってたんですが、きょうの時点まででその状況ですね、この3名採用に当たっての応募の状況をちょっとお知らせ願いたいと思っておりますけど。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 大変申しわけございません。今の段階でどういった

形の方が応募しているかというのは、ちょっと私もきょうの段階で把握しておりません。帰りまして、また担当のほうから確認をしまして、御報告申し上げたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） というのは、かなり全国的に募集がいろいろあちこち乱れ飛んで、いい人材が全国にばらまかれているような感じなんですね。だから、もちろん地元の方で応募すれば地元優先という方法もあるかもしれませんが、これは能力の問題があるから、プランナーだから、誰でも彼でもいいというわけじゃないんですね。やっぱりよき人材を——せっかくこれだけのお金を出してするのなら、3年間後に地域に密着して定住してもらうという方のほうがより望ましいと思うんですね。だから、途中でもし応募が少なければ、再度また、もう一度うきはをアピールしながら、ぜひ来てほしいという熱意を、募集する側の熱意を全国に発信しないと来ないんじゃないかなという気がするから、その辺をちょっと気になったから質問したわけです。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） ありがとうございます。その点につきましては、今の状況も含めまして、ないようであれば、また再度そういったことを、いろんなところを通じて公募をかけるという方法もとりながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） じゃあ、補正の内容をお尋ねいたします。

20ページですが、14節の使用料及び賃借料で、2目のほうの商工業振興費の住宅借上料45万円、当初予算で75万円にプラスして120万円の合計になります。ここは多分、これは協力隊のお住まいになる住宅だと思うんですが、それに対して、観光費のほうには上がってませんが、当初予算で210万円上がってます。人数の関係もありましようけど、これが協力隊だけの住居費なのかどうか、その辺を確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） この関係につきましては、一応、協力隊の住宅借上料ということで、交付金の中で枠として人件費200万円、それ以外の経費200万円というような形で、総計400万円という枠がございます。そういった中におきまして、住宅借上料等についても経費の中で市のほうが1回借り上げて、そして、その経費として使用しておると。1人につき5万円というところで一応借り上げをしておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） いや、それはわかりますけど、この金額——予算が、観光費のほうの住宅借上料は210万円なんです。そうすると、商工業振興費、お二人が今度採用になる住宅借上料の45万円が今度補正に上がってますけど、当初予算と合計すると120万円で、

100万円近くの差があるから、これが協力隊だけの住居の費用であるなら、この金額の差は何ですかと。駅長さんはお一人でしょう。この210万円だけ上がって、賃金は今まで上がってなかったんだけど——観光費のほうですよ、その違いは何ですかという確認です。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 当初予算の関係だと思います。

当初予算、観光関係は——現在、観光関係のほうには、観光ツーリズムプランナーということで1名、それとブランドデザイナーということで1名、それと観光ツーリズムプランナーということで採用された分が、今年4月に採用された分がありますので、既に3名おりますので、その分を上げておるような形になっております。

それと、商工業振興費につきましては、現在1名の農林業商工プランナーということで、1名の分がそちらのほうで上がっているような形になっております。今回1名分を上げさせていただいたということです。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 観光費のほうで、3目でいきますと、当初予算が、賃金が2人分上がってますですね、467万8,000円。これに対して、210万円の住宅借上料——14節ですよ、2人で住宅借上料が210万円。そうすると、今度は2目の商工業振興費が、1人分は上がって、もう一人で2人になるんですね。そうすると、住宅の借上料が120万円という数字の、ここの人数との整合がどうなっているんですかということを確認しているわけですが。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 済みません、当初予算の段階で、これが農商工観光連携係とうきはブランド推進係、そういったいろんなところに分かれておりましたので、ちょっと誰がどこというのがわかりづらいかと思いますので、後で一覧表を出させていただきたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） きちっと、予算が積算されているならいいけど、何か突き合わせなわからんから、一遍。

○議長（岩佐 達郎君） 後で整理して提出するそうです。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 23ページになります。

10款4項1目社会教育総務費、補正額118万5,000円です。

内訳としまして、賃金で山村留学指導員等賃金で102万円、これにつきましては、当初4名を予定しておりましたけれども、現在5名の留学生在がいます。また、うち2名が女の子であります。その辺も考えまして、女性の指導員をとということをとらせていただいております。月17万円の0.5人分の12カ月102万円であります。それから、1名ふえた関係で、賄材料費の1名分の増額補正をいたしているところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、13款2項諸費の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 24ページをごらんください。

13款2項1目過誤納還付金、23節償還金、利子及び割引料100万円の増額補正でございます。

これにつきましては、固定資産税の納付金の消滅時効により還付できなくなった分についての過誤納還付金及び加算金の費用でございます。前年度に近隣の市の状況にあわせて、返還金の対象期間を10年から20年前までの分に市の要綱を改正したこともございまして、予算が不足しており、補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで13款2項の質疑を終わります。

次に、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 25ページでございます。

14款1項1目予備費、補正額1,100万3,000円につきましては、歳入歳出の補正額の調整によるものでございます。

戻りまして、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額5,515万3,000円、臨時福祉給付事業費負担金でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1,097万2,000円の増額でございます。個人番号カード交付事業費補助金でございます。同じく2目民生費国庫補助金、補正額1,636万4,000円の増額でございます。子育て世帯臨時特例給付事業費補助金でございます。同じく4目農林水産業費国庫補助金、補正額1,000万円。山村活性化支援交付金でございます。

続きまして、20款5項1目雑入、補正額1,584万9,000円の増額でございます。

内訳につきましては、山村留学保護者等負担金の増額が36万円でございます。留学生の1名増による負担金の増でございます。

その下が、地域支援事業費交付金1,380万9,000円の増額でございます。これにつきましては、介護保険広域連合より、介護予防事業の包括的支援事業分の配分額の増額の内示通知があったため増額するものでございます。

続きまして、その下、コミュニティ助成事業助成金150万円。自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業の2件採択関係で受けた助成金でございます。

その下、旧福岡銀行浮羽支店事務所使用電気料負担金、18万円でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

21款1項5目教育債、これにつきましては、小学校債が——合わせまして270万円の増額でございます。

内訳といたしまして、小学校債が80万円、中学校債が190万円の増額でございます。これにつきましては、合併特例債から全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債へ変更することで起債の充当率が有利になる分の増加分でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第48号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は可決することに決しました。

日程第4. 議案の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配布しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案の委員会付託表のとおり付託することに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時08分散会
